

令和8年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

令和8年6月5日（金曜日）

議事日程第2号

令和8年6月5日（金曜日）午前9時30分開議

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者

7番 泉谷 赳馬 議員
12番 甫 仮貴子 議員
1番 橋島 達也 議員
4番 佐々木 司 議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（22人）

1番 橋島 達也	2番 小川 光弘	3番 佐藤 正人
4番 佐々木 司	5番 大友 孝徳	6番 松本 学
7番 泉谷 赳馬	8番 新宅 慈	9番 小田 彩
10番 大友 ます子	11番 堀井 新太郎	12番 甫 仮貴子
13番 岡見 善人	14番 栗野 希穂	15番 小松 浩一
16番 正木 修一	17番 渡部 聖一	18番 佐藤 義之
19番 高橋 信雄	20番 伊藤 順男	21番 長沼 久利
22番 佐藤 健司		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長 湊 貴信	副 市 長 佐々木 司
副 市 長 高橋 重保	教 育 長 土 倉 新也
企 業 管 理 者 三浦 守	総 務 部 長 遠 藤 裕文
企 画 振 興 部 長 松坂 真	市 民 生 活 部 長 加賀谷 幸子
健 康 福 祉 部 長 遠 藤 千代子	産 業 振 興 部 長 原 敬浩
観 光 文 化 スポーツ 部 長 小 番 正明	建 設 部 長 東海林 健悟
教 育 次 長 伊 藤 望	企 業 局 長 工 藤 睦
消 防 長 佐 藤 勝則	契 約 検 査 課 長 阿 部 昇
税 務 課 長 豊 島 一成	生 活 環 境 課 長 高 山 淳一
環 境 政 策 特 命 課 長 加 藤 弘貴	健 康 づ くり 課 長 尾留川 真由美
農 業 振 興 課 長 兼 種 苗 交 換 会 事 務 局 長 遠 藤 哲也	商 工 振 興 課 長 松 田 英輝
観 光 振 興 課 長 村 上 廣隆	ス ポー ツ 振 興 課 長 松 田 孝志

建設政策課長 渡辺 幸弘 維持保全課長 三浦 真樹
主幹兼学校教育課長 村上 雅美

議会事務局職員出席者

局	長	今 野 正 浩	次	長	齋 藤	剛
書	記	小 松 和 美	書	記	齋 藤	身 子
書	記	高 野 周 平				

午前 9時30分 開 議

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事に入ります前に、去る5月27日開催されました、全国市議会議長会第102回定期総会において、評議員並びに建設運輸委員会委員として、前議長であります長沼久利さんと私、佐藤が感謝状をいただいておりますので、御報告申し上げます。

○議長（佐藤健司） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（佐藤健司） 日程第1、これより、一般質問を行います。

なお、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

7番泉谷昶馬さんの発言を許します。7番泉谷昶馬さん。

【7番（泉谷昶馬議員）登壇】

○7番（泉谷昶馬） おはようございます。会派、明日をひらくの泉谷昶馬であります。

本日は、私の一般質問に際しまして、お忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様に感謝を申し上げます。

さて、この春先から、本市においても熊の目撃が相次いでおり、熊による人身被害も発生しております。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、熊への対応として、市当局をはじめ、県や県警、猟友会の皆さんなど多くの方々におかれましては、市民の安全のため、連日対応していただき感謝申し上げます。市民の皆様におかれましても、熊には十分御注意いただきますようお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をいたします。

大項目1番、由利本荘看護学校及び県立衛生看護学院サテライト校についてであります。

由利本荘看護学校が、入学者の減少等の理由から令和9年度の学生募集を停止したことを受けて、秋田県は、横手市にある県立衛生看護学院のサテライト校を由利本荘・にかほ地域に設置し、令和9年4月以降も地域の看護師養成機能を存続させる方針を本年

3月に固めました。具体的には、本年6月に衛生看護学院条例・学則の改正、7月には募集要項の配布開始、そして令和9年4月のサテライト開始を予定しており、由利本荘看護学校の建物をサテライト校として活用することが効率的であるとの考えの下、由利本荘医師会・県・にかほ市・そして本市の4者で協議を進めていると伺っております。

私自身、この地域に看護師養成機能が残ることに安堵しております。しかし、サテライト校の設置・運営や現在の医師会立看護学校には課題や懸念点があるのも事実です。この地域に看護師養成機能を存続させる方針を決めた以上、本市を含む4者には、その解決や環境整備に向けて前向きに協議していただくことを願うとともに、このサテライト校が本市に設置された際には、その看護学生を市や医師会、そして市民で心から歓迎し、将来にわたって安心できる地域医療のために活躍していただきたいという思いであります。

さて、サテライト校の設置・運営に当たっては、県立施設であることから、県が主導的に行うものではありませんが、費用面も含めて、県からは本市へ協力を求められていると伺っております。そこで、サテライト校の地元自治体として、本市がどのような役割を果たしていくのか、中項目3点について本市の考えをお伺いします。

(1) 学生確保や看護学生に対する住居や通学、本校への移動等の支援についてであります。

本市では、令和8年度より、看護師確保対策事業として看護師等確保修学資金貸付を制度化しました。これは、卒業後直ちに本市内の医療機関等で看護師として働く意思がある看護学生を対象に修学資金を貸与し、免許取得後5年間、本市内の医療機関等で働いたときは、返済債務の全額を免除する制度であります。これは本市の将来にわたる看護師の確保を目的とした制度であり、卒業後直ちに本市で看護師として働く意思があれば県外の看護学校に通っていても活用することができ、将来的な本市への直接的な看護師確保に期待できるものであると認識をしております。

一方で、サテライト校は令和9年4月の開校に向けて協議が進められておりますが、サテライトを開始しても入学生が少ないと設置の意義は少なくなります。地域に看護職員養成機能を残すべく、サテライト校を設置する方針が固まった今、その設置の意義を最大化するためにも、サテライト校の学生を十分に確保することが重要であると考えます。そのためには本市としても、学校の周知や魅力の発信など、学生確保に向けた取組を行うとともに、サテライト校の魅力向上のため、学生に対する支援を講ずる必要があります。

そこで1点目の質問です。市はこれまで、由利本荘看護学校の学生確保については、市のイベントへの参加要請やケーブルテレビによる学校行事の取材を通して、学校周知の機会を提供し、学生確保に向けた取組へも継続的に支援を行ってきたとのことでしたが、県立サテライト校の学生確保についてはどのように考えているのか、当局の考えをお伺いします。

続いて、2点目の質問です。本市に所在する高等教育機関としては、由利本荘看護学校のほかに秋田県立大学システム科学技術学部が挙げられます。県立大学システム科学技術学部の令和8年度における入学者選抜は、選抜区分総計の募集人員240名に対して出願者数は775名、受験者数は413名と高い倍率であります。一方で、由利本荘看護学校

はここ数年定員割れが続いている状態であり、学生確保や学生の魅力向上のためには、学生の住居や通学への支援も必要であると考えます。

他市の事例であります。人口およそ4万4,000人の新潟県十日町市には、大学や短期大学はないものの、募集定員40人、3年課程の看護師専門学校である新潟県立十日町看護専門学校が令和2年4月に開校しました。十日町市では、看護学生支援事業補助金として、この看護専門学校に在籍する学生に対して、家賃補助及び通学費の補助を行っております。私はこの事業について、十日町市より背景や効果についてお伺いしました。

十日町市では、看護専門学校の開校に伴い、新潟県内の高校に募集の案内をしたところ、学生の進路選択に住居環境が大きく影響しているとの情報を得て、市として学生の確保及び将来の市内における看護師確保対策としてこの事業を開始しているとのことでした。当時、学生向けの家賃補助は県内自治体として初の取組であったようです。

その財源は過疎債のソフト事業を活用しており、毎年50人前後の申請があるようです。十日町市の令和8年度当初予算は、一般会計で364億円ですが、令和8年度からは家賃補助の上限金額を引き上げ、学生支援に力を入れ、看護学生支援事業には630万円の予算を割いております。

十日町市には、学生や看護学校側から、アパートの家賃支援についての要望も多く、ありがたいという声も届いているようで、この事業が県内外から住所異動をして入学してくれる学生や、近隣の市から通学してくれる学生の支援につながっていると考えていると十日町市の担当課からお伺いしました。

もう一点、他市の事例であります。人口およそ9万1,000人の山形県酒田市には、東北公益文科大学や山形県立産業技術短期大学校庄内校、そして酒田市立酒田看護専門学校が所在しております。酒田市においても、看護専門学校学生確保対策事業として、看護学生に対して賃貸住居の入居支援補助を行っており、看護学生の確保を目的に、学生に対して自治体が住居費や通学費を支援している事例として挙げられます。

由利本荘医師会からは、このような看護学生の住居や通学に関する支援を本市に求めているとも伺っており、本市においても、学生確保や学校の魅力向上のために、学生の住居や通学への支援が必要であると考えますが、本市の看護学校やサテライト校に通う学生に対する住居や通学等の支援について、当局の考えをお伺いします。また、十日町市では看護学校への進学について、住居環境が大きく影響しているという高校生のニーズを捉えておりましたが、本市においては、本市内の高校生をはじめ秋田県内の高校生が看護学校への進学に当たって、どのような不安やニーズを持っているのか、市としてどのように把握されているのかお伺いします。

最後に、3点目の質問です。サテライト校に通う学生は、カリキュラム上、週1回から2回程度は横手市にある衛生看護学院の本校に通わなければならないと伺っております。サテライト校から横手本校への移動は、自家用車があれば片道55キロで約1時間10分程度ですが、運転免許を持っていない学生も多いと予想されます。自家用車がなければ横手本校へはバスや電車による移動で片道2時間から3時間かかり、乗車運賃も片道2,000円程度です。これは学生の負担が大きく、学生募集にも影響があるため支援が必要であると考えますが、学生のサテライト校から横手本校への移動に関する支援につい

て、県からの情報や本市への協力依頼はあるのか、また本市として支援を考えているのかお伺いします。

これらの学生に対する支援策については、学生確保にもつながるものであり、7月からはサテライト校の募集要項の配布が開始される予定であるため、早期の対応が必要であると考え質問するものであります。

(2) 由利本荘医師会立由利本荘看護学校への財政的支援についてであります。

予定どおり令和9年度よりサテライト校が開校したとしても、由利本荘看護学校と県立衛生看護学院のカリキュラムは学年ごとに履修する内容が異なることから、令和8年度に入学した看護学生が卒業する令和10年度末までは現在の医師会立由利本荘看護学校を存続する必要があります。しかし、今の学生数ではその存続には2年間でおよそ1億円近い赤字が見込まれております。そしてこの赤字は、運営主体である由利本荘医師会の負担となり、極めて深刻な状況であると伺っております。

看護学校の資金はこれまでの運営による赤字によって既に底をついており、医師会の他会計より資金を捻出しているとのことです。由利本荘医師会は、会員会費の年間収入が約1,000万円の組織であり、2年間で1億円の赤字は、到底背負えるものではなく、これは由利本荘医師会病院の経営にも関わってくると危惧しております。

由利本荘医師会は、本市及びにかほ市の医療機関の医師、約140名から構成され、これまで由利本荘看護学校の運営に尽力され、地域の看護人材確保のために非常に大きく、そして公益的な役割を担っていただきました。

由利本荘看護学校は、昭和46年に開校した秋田県医師会附属本荘准看護学院からの継承であります。継承当時は、看護学生が地域内の診療所や病院にて看護補助者として勤務しながら学習し、卒業後にはその施設に就職するケースがあったため、人材確保の面から、医師会としても一定の意義を見出しながら運営されておりました。しかし、平成17年に正看護師の学校になってからは、このような制度はなくなり、卒業生のほとんどが病院に就職するため、医師会としての看護学校を運営するメリットは半減したようであります。それでも今日まで看護学校の運営を続けてきたのは、地域の看護人材の確保や地域医療を守るためであり、地域に対する奉仕の精神が強かったのだと推察します。

このように、地域医療を守るために地域の看護人材確保という公益的な役割を担ってきた医師会に、今後、さらに1億円近い負債を御負担いただくのは、とても酷な話であると感じております。そして、医師会のその御負担によって、医師会病院の運営など今後の地域医療に対してよくない影響が生じてしまうのではないかと強く懸念をしております。

そこで、令和8年度入学の学生が卒業する令和10年度末までの由利本荘医師会立由利本荘看護学校の運営に対して、財政的な支援が必要であると考えますが、当局の考えをお伺いします。

(3) ふるさと納税制度等を活用した財源の確保についてであります。

看護学校に関する課題は、今後の地域医療体制の確保にも大きく関わることから、財源の厳しさを理由に、簡単に先送りできる課題ではありませんが、本市は今般のサテライト校設置運営に関する費用についても県から協力を求められております。そして、令

和 6 年度決算における経常収支比率が93.7%を占める本市にとっては、財政的に厳しい状況であるのも事実であります。

看護師の育成や確保事業に関する財源については、大阪府泉佐野市の看護学生応援プロジェクトや、埼玉県加須市の看護師等育成確保支援事業などのように、看護や医療分野において、ふるさと納税制度を活用している自治体もあります。本市においても、ふるさと納税制度の活用や国の交付金の活用など、財源の確保には様々な手法があると思いますが、現在の看護学校への支援や今後のサテライト校の設置運営に関する費用における一般財源以外の財源の活用について、当局の考えをお伺いします。

続いて、2、本市沖洋上風力発電事業についてであります。

本市沖洋上風力発電事業をめぐっては、令和 7 年 8 月、本市沖を含む国内 3 海域における洋上風力発電事業の選定事業者が、事業からの撤退を発表しました。洋上風力発電事業は、本市における地域経済の活性化や観光振興にも期待できる事業であることから、非常に残念であります。

しかしながら、本市沖が洋上風力発電事業の最適地であることに変わりはなく、令和 7 年11月からは、経済産業省と国土交通省が洋上風力発電事業の第 1 ラウンドである国内 3 海域の気象・海象・海底の調査結果の情報提供の申請受付を開始し、再公募に向けた動きが始まっております。

本市としても、これまでの事業者による A I オンデマンド交通等の地域共生策や、漁業共生策に感謝しながらも、今般の事業者撤退に対して落胆することなく、新たな事業者による洋上風力発電事業の運転開始に向けて、本市にとって最大限のメリットをもたらすことができるよう、現段階から着実に歩みを進めていくことが重要であると考えます。

このたびの一般質問では、前議員任期の令和 6 年及び令和 7 年に私が所属していた産業建設常任委員会の所管事務調査である「再生可能エネルギー（特に洋上風力発電事業）促進における地域活性化について」の最終報告や、令和 8 年 1 月に市当局へ、3 月に市議会へ提出された、由利本荘市沖洋上風力発電事業推進協議会からの要望書などを踏まえて、中項目 5 点について質問させていただきます。

（1）建設や O & Mにおける本荘港の活用及び整備についてであります。

本市沖洋上風力発電事業において、建設や O & M（オペレーション&メンテナンス）における本荘港の活用は、新たな雇用や産業の創出、従業者等の飲食や宿泊、輸送などによって、本市の地域経済の活性化にも大きなメリットが期待でき、市当局においても本荘港の O & M拠点港化は大変重要なものと捉えていると認識しております。

令和 7 年11月に開催された、再エネ海域利用法に基づく第 7 回秋田県由利本荘市沖における協議会、いわゆる法定協議会では、着床式洋上風力発電に係る促進区域の指定に当たっての留意事項として、「選定事業者は、建設、O & Mなどの各事業段階において、地元港湾の積極的な活用を図ること」と新たに明記された協議会意見取りまとめが審議され、決定しました。

令和 6 年 3 月の第 5 回法定協議会で、当時の事業者からは、O & Mの拠点港として本荘港を利用する計画である考えが示されておりましたが、その事業者が撤退することとなり、再公募によって事業者が変わる前に協議会意見に明記されたことは、本市にとつ

て非常にありがたいことであり、本市の持続可能な産業振興と地域発展において、大きな前進だと感じております。

これは湊市長が、本市の経済的観点から、そして風車に不具合が生じた際にすぐに対応できるという安心面から、本荘港の活用を事業者に要望し、港湾管理者である県にも、本荘港の整備を要望してこられたことなどから協議会意見への明記に至ったものと認識しており、その御尽力に敬意を表します。

さて、地元港湾の積極的な活用が協議会意見に明記された今、本荘港を確実に活用してもらうには、その整備が必要であります。本荘港の整備については、令和5年12月議会の正木修一議員の一般質問及び令和6年3月議会の小松浩一議員の一般質問においても取り上げられ、その質問に対して、本荘港のO&M拠点港化に関する本市の要望内容や趣旨については、港湾管理者である県に十分御理解いただいたと考えているとの答弁でありました。

そこで、本荘港のO&M拠点港化には、港湾計画の土地利用計画等の変更手続や、港湾内泊地の土砂堆積をしゅんせつ等による設計水深の確保、従業員等を輸送するCTV、アクセス船係留や資機材の荷揚げなどをするための係船柱などの設備の整備、将来的な浮体式洋上風力発電を想定した静穏度確保に向けた田尻第二沖防波堤の整備などの課題があると認識しておりますが、その後、これらの課題については、県との協議はどの程度まで進んでいるのか。また、今般の事業者の撤退を受けて協議に影響はあるのか、お伺いします。

(2) インフラ整備やO&Mにおける本市内企業の参入とその支援体制についてであります。

市当局がこれまでの一般質問で御答弁されているとおり、洋上風力発電事業における運転開始後のO&Mについては、20年を超える長期にわたるものであり、新たな雇用や産業の創出のほか、従業者等がもたらす宿泊、輸送、飲食などによる地域経済の活性化にも大きく寄与するものであります。

推進協議会からの要望書では、洋上風力発電施設の建設や維持管理におけるインフラ整備に関して、部品搬入のための道路整備や管理棟建設、周辺環境整備等について、本市内企業への発注や参入機会の創出など、配慮や関係機関への働きかけを求められています。また、メンテナンス事業については、人材育成も含め、本市内企業が関われるよう、運営計画や支援計画の構築を求められています。

他地域における洋上風力発電事業の資料を見ると、洋上風力発電事業に伴い必要となる建設や維持管理におけるインフラ整備については、道路整備、管理棟建設、資材置場、上下水道、電気設備、機械設備、通信環境などが挙げられます。また、O&Mについては、風車本体に関する高度な専門保守に加え、港湾作業、資材保管、運搬、警備、清掃、除雪、宿泊、飲食、燃料供給、消耗品納入など、市内企業が関われる分野は多いと考えます。これらの需要を本市内にどれだけ取り込めるかによって、本市の持続可能な産業振興と地域発展へとつながるかが大きく変わるものと考えます。

これらのインフラ整備やO&Mにおいて、直接的に関われるものやそれに付随するものも含め、より多くの市内企業の参入を促すため、市内企業が参入できる業務分野の具体的な洗い出しや、風力発電事業者への情報提供、マッチング、発注情報の共有など、

本市内企業の参入支援について本市としてどのように取り組むのか、当局の考えをお伺いします。

また、エネルギー施策は様々な地域製造業者との関わりがあることから、商工行政と連携した政策ができるよう、今年度から、これまでのエネルギー政策課は商工振興課内に改編されました。本市沖洋上風力発電事業に向けて、どのような体制で本市内企業を支援していくのか、当局の考えをお伺いします。

(3) 再エネ電力の地産地消、及び地産地活など攻めの再エネ政策についてであります。

再生可能エネルギーは、地域における自然由来の資源であるため、地域が恩恵を受けられる仕組みの構築が必要であると考えます。

事業者撤退発表後に開催された、令和7年9月の第6回法定協議会で湊市長は、「議会の中からは、地元の海域で発電される電気を地元で利用する仕組みが構築できないかとの話が多くあり、ハードルが高いことは理解しているが、そのような仕組みも検討いただけると大変ありがたい」と発言されております。この地元の海域で発電される電気を地元で利用する仕組み、言わば再エネの地産地消の仕組みが構築できれば、地域がその恩恵を受けられることにもなるため、私もその仕組みを強く望んでおります。

前産業建設常任委員会で視察した五島市では、地域新電力と協定を結び、島の風と太陽から生まれた電気を、市関連施設へ五島産再エネ100%、CO₂ゼロの電力として供給することで、ゼロカーボンシティの実現に貢献していることや、福江商工会議所の五島版RE100事業によって、五島市内の事業所において五島産電気を使用し、再エネ100%、CO₂ゼロに取り組んでいることなど、再エネの地産地消について調査しました。

また、最近の秋田県内での動きとしては、東北の銀行系グループの子会社である電力小売事業者は、再エネ由来電力の本格取引を令和7年11月に開始しました。これは西目風力発電所等からFIP制度、Feed-in Premiumを活用して調達した電力を、秋田県内の銀行の店舗に供給するというものであります。

この銀行系グループは、地域企業への再エネ電力の導入を促し、脱炭素経営を支援するとともに、地域経済の好循環を生み出す再エネの地産地消を積極的に進めているとのこと。

これまでの国内の洋上風力発電事業は、第1ラウンドではFIT制度、固定価格買取制度を前提とし、第2ラウンド及び第3ラウンドではFIP制度を対象として実施されております。

しかし、第1ラウンドの事業者撤退を受け、経済産業省の資料では公募制度を見直すとしており、その価格調整スキームはFIP制度上の基準価格を前提としていることから、再公募におけるFIP制度の採用は蓋然性が高いと考えております。

再エネ電気に由来する非化石価値については、FIT制度を活用して売電された電気の場合、その環境価値は発電事業者には残らず、FIT非化石証書として市場で取引され、その証書収入は再エネ賦課金の低減に充てられるものと整理されております。そのためFIT制度の下では、発電された電気と地域の需要家を結びつけ、環境価値まで含めた地産地消の仕組みを構築することには一定の制約があるものと考えます。

一方で、再公募においてFIP制度が適用される場合には、FIP電源由来の非化石

価値は非F I T非化石証書として扱われ、証書収入は制度上、発電事業者側に帰属し得ることから、地域の小売電気事業者を通じた供給や地域需要家とのコーポレートP P A、電力購入契約等により、物理的な直接送電ではなくとも、地域価値を含めた実質的な再エネ地産地消の仕組みを構築できる可能性があるとの認識をしております。

そこで、1点目の質問です。本市市有施設では、既に太陽光発電などによる電力を活用している施設もありますが、地元の海域で発電される電気を地元で利用するという観点から、洋上風力由来の電力やその環境価値を公共施設や学校施設などの市有施設において活用する考えはあるのか、市の見解をお伺いします。

続いて、2点目の質問です。前産業建設常任委員会で視察した北海道石狩市では、再エネの地産地活を推進するため、先導的なG Xの推進地域を目指すR Eゾーンを石狩湾新港開発区域内に設け、地域の再エネを供給し、電力・通信インフラの一体整備を行い、データセンターの集積により国のG X 2040ビジョンにあるワットビット連携のモデルケースを目指していました。そして、グリーンデータセンターとして、京セラコミュニケーションシステムによるエネルギー地産地消型モデルにより、再エネ100%で運営するゼロエミッション・データセンターを既に実現しており、さらなる再エネ活用と市民福祉の向上へ向けて、石狩市では再エネを産業に、そして日常においても再エネと共存共栄の姿を描き、G X、脱炭素とD X、デジタルを融合させたデジタルインフラの脱炭素化の先導地域の実現を目指していました。

そして、同委員会の所管事務調査最終報告書では、本市においてもデータセンター等を含む再エネ工業団地の造成や企業誘致、デジタル産業の振興や一次産業への活用、市民の利便性向上の検討、市の自主財源確保など、受け身ではなく攻めの再エネ事業への取組が求められ、今後関係者全体で協議し、その取組を進めていくべきであると考えたとまとめております。

本市においても、ゼロカーボンシティ宣言自治体として、再エネ活用による地域のカーボンニュートラルを実現するべく、単なる地産地消だけではなく、石狩市のような地産地活を目指し、再エネ工業団地の造成や企業誘致など、攻めの再エネ事業へ取り組むべきと考えますが、市の考えをお伺いします。

(4) 洋上風力発電の観光活用と滞在型観光の創出についてであります。

浮体式洋上風力発電施設の視察ツアーを実施している五島市には、多くの民間企業や議員が視察に来ており、そのまま五島市内で食事し、宿泊施設に泊まることも多いため、観光面での経済効果も大きいようです。また、五島市の担当者は、都会の子供たちにとっては洋上風力発電の規模や仕組みを間近で見ることは貴重な経験となり、視察や学習を通じて洋上風力発電と地域の観光資源を結びつけることで観光商品としての可能性が広がると考えられる、と述べておりました。

本市においても着床式洋上風力発電事業や将来的な浮体式洋上風力発電事業をはじめとした再エネ関連事業について、多くの視察者や観光客の来訪が期待されるため、エコツーリズムや社会科見学を通じた再エネに関する環境学習の場として活用することや、市内の観光資源と結びつけながら市内全体を観光してもらう戦略が重要であると考えます。

前産業建設常任委員会で視察した五島市では、観光振興計画の策定に当たって、観光

協会や商工会議所、宿泊施設、交通事業者、ガイドなど様々なステークホルダーの意見を反映し、特に、現場に近い人々に意見を聞き、具体的な事例を共有することで民間の意見を反映した計画が策定されたようです。

また、同委員会の所管事務調査最終報告では、本市においても、視察者の来訪に向けて宿泊や食事等で多くの経済効果をもたらすことができるよう、観光関連業や飲食業等の地元事業者を巻き込みながら、効果的な観光の仕組みの構築について早いうちから計画していくべきであるとまとめております。

そして、推進協議会からの要望書においても、風力発電施設を観光資源として活用し、観光、宿泊、飲食関係等の経済効果を最大限に発揮できるように、滞在型観光等の創出に取り組むよう求められております。

本市においては、市内の観光事業者など観光分野における有識者11名からなる観光振興計画策定委員会を設置し、委員の意見を反映した本市観光振興計画が令和8年3月に策定されました。

この観光振興計画では、洋上風力発電事業の観光活用検討に関して、教育旅行誘致等の実現可能性について、風力発電事業者との協議を進めていくとしております。

そこで、1点目の質問です。洋上風力発電事業の観光活用については、具体的なことは再公募による風力発電事業者が決定した後にはなるとは思いますが、エコツーリズムや社会科見学のようなツアー造成など、ソフト面において、現段階での市の考えと、風力発電事業者にはどのような要望をしていきたいと考えているのかお伺いします。

続いて、2点目の質問です。着床式洋上風力発電や将来的な浮体式洋上風力発電を想定した場合、その運転開始前後には、視察や学習、観光などで多くの方が発電施設の見学に来られることが予想されます。実際に、私が前産業建設常任委員会で長崎県五島市を視察した際には、福江港より海上タクシーに乗り、浮体式洋上風力発電施設はえんかぜを間近で見学しました。五島市には多くの民間企業や議員が視察に来ており、そのまま五島市内で食事し、宿泊施設に泊まることも多いため、観光面での経済効果も大きいようです。

洋上風力発電施設を視察や観光に取り込むためには、本荘港を観光や遊覧船の拠点港として、ターミナル等も整備する必要があると考えますが、視察や観光面における本荘港及び関連施設の整備などのハード面に関して、市の考えと把握している課題についてお伺いします。

最後に、3点目の質問です。洋上風力発電は、直接的な観光活用のみならず、洋上風力発電を見学しに本市を訪れた方々が、鳥海山などの自然資源や本市の食、本市の有形・無形文化にも触れていただけるような滞在型観光の創出にも取り組む必要があると考えます。そして、その滞在型観光の創出に当たっては、市内の飲食店や宿泊業者など、観光関連業をはじめ、多くの市内事業者や市民を巻き込みながら、本市全体が期待感を持てるよう、早い段階からその機運を高め、洋上風力発電による地域経済効果の最大化を地域一丸となって目指していく必要があると考えます。

今般の風力発電事業者の撤退によって、運転開始は当初の2030年12月よりも遅れ、新たな運転開始予定は再公募によって風力発電事業者が決定した後に示されると思いますが、滞在型観光の創出に関する市の考え及び具体的な検討を進める時期やその進め方な

どについてお伺いをします。

(5) 本市主体の市民周知についてであります。

前産業建設常任委員会で視察した石狩市では、洋上風力発電事業の市民周知の取組として「子どもたちに楽しくまちづくりを知ってもらう」をコンセプトとしたイベント、いしかり再エネ地産地活博を石狩市が主催となって実施し、クイズや風で電気をつくる体験を通じて、遊びの中に学びを交えながら子供への周知にも取り組んでおりました。

市民周知については、事業者が主体となってもありますが、本市としても、イベント等を通じて積極的に市民への周知に努めるべきであると考えます。洋上風力発電事業における本市主体の市民への周知について、当局の考えをお伺いします。

以上、大項目2点について伺います。御答弁、よろしくお願いします。

【7番（泉谷赳馬議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、泉谷赳馬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、由利本荘看護学校及び県立衛生看護学院サテライト校についての（1）学生確保や看護学生に対する住居や通学、本校への移動等の支援についてにお答えいたします。

県では、県立衛生看護学院のサテライト校について、本年3月、由利本荘・にかほ地域に設置する方向で検討する旨の方針を明らかにしており、現在、令和9年4月の開校を目指し、本年7月の公表を予定している募集要項の作成などの準備が進められていると伺っております。

市といたしましては、由利本荘・にかほ地域で地域医療の体制を守るために、看護人材の確保に向けた取組が継続されることは極めて重要なことであると考えております。

これまでのところ、県から具体的な構想が示されておらず、本市やにかほ市にどのような役割を求めようとしているのかなど、情報は一切ない状況にあります。

その上で、サテライト校の学生確保につきましては、これまでも、県や由利本荘看護学校と連携しながら、市主催イベントへの参加要請や、ケーブルテレビによる学校行事の取材など、幅広く広報機会の提供や学校の魅力発信に取り組んできており、こうした事業を継続することにより、安定的な学生確保への貢献は可能であると考えております。

次に、学生の住居や通学等の支援につきましては、現在、由利本荘看護学校や県立衛生看護学院でも行われておりませんが、学生確保や学校の魅力向上にも寄与するものと考えられ、この地域での看護人材の確保に向けた取組として、検討の意義はあると感じております。

しかしながら、県から学校運営の考え方や経営方針が示されていない現時点では、具体的なお答えはできない状況にあります。

また、直接的な支援ではないものの、市内における看護人材確保のため、市では看護師等確保修学資金貸付制度を今年度新たに開始したところであります。

本制度は、看護師養成施設を卒業後に、免許を取得し、市内の医療機関等に5年間従

事した場合は返還の必要がないこと、また、使途に制限がないことから、学費のみならず、学生生活に必要な住居費等の経費にも幅広く活用できるものとなっており、本制度の周知も図りながら、支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、サテライト校から横手市の本校への移動に関する支援についてであります。県から具体的な方針が示されていないことから、現時点ではお答えできない状況であります。

サテライト校の実現に向けた県の具体的な考え方が示された後、それを踏まえて対応方針を検討していきたいと考えており、まずは県における検討状況を注視してまいります。

次に、（２）由利本荘医師会立由利本荘看護学校への財政的支援についてにお答えいたします。

由利本荘看護学校は、由利本荘・にかほ地域に根差した看護師養成施設として重要な役割を担っており、市では平成21年度より、学校運営に対する財政的支援を実施してまいりました。

近年は、入学者の減少に伴い運営が困難となり、特に人件費負担に対応するため、県及びにかほ市と協議を重ね、これまでの支援に加え、令和7年度からは、過去3年間とそれ以前の3年間の平均入学者数を比較して、その減少分について支援する入学者減少特別支援分を拡充し、学校の存続に向けた対応を強化してきたところであります。

県では、本年3月に当地域へサテライト校の設置方針を固める中で、由利本荘医師会、本市及びにかほ市との4者会議において、由利本荘看護学校と県立衛生看護学院のカリキュラムが学年ごとに異なり、仮に、由利本荘看護学校在校生が県立衛生看護学院に編入した場合には、200時間程度の補習が生じる場合があるため、その負担を考慮し、サテライト校への編入は県として認めない方向としたことから、その結果として由利本荘看護学校は、本年度の入学生が卒業する令和10年度までの存続が余儀なくされたところであります。

市といたしましては、これまでと同様の考え方に立ち、令和10年度までの学校運営に対する財政的支援は必要と考えているところであり、支援の在り方については、今後、県及びにかほ市と協議を図りながら、適切に対応してまいります。

次に、（３）ふるさと納税制度等を活用した財源の確保についてにお答えいたします。

由利本荘看護学校に対する支援やサテライト校設置運営に関する費用負担につきましては、これまでの答弁でもお答えいたしましたとおり、県から具体的な方針が示されていないことから、現時点では詳細にわたりお答えすることができない状況となっております。

その上で、仮に財政支援が必要と判断される場合には、厳しい財政状況の中、その財源確保は本市にとって大きな課題になると認識しているところであり、一般論として、本事案に係る財源確保にとどまらず、議員から御提案のありましたふるさと納税制度の活用をはじめ、広く各自治体の事例や国などの補助制度についても研究しながら、今後の財源確保の方向性について検討してまいります。

次に、2、本市沖洋上風力発電事業についての（１）建設やO&Mにおける本荘港の

活用及び整備についてにお答えいたします。

洋上風力発電事業における運転開始後のオペレーション&メンテナンス、いわゆるO&Mにつきましては、20年を超える長期にわたるものであり、新たな雇用や産業の創出のほか、従業者等がもたらす宿泊や輸送、飲食などによる波及効果は地域経済の活性化にも大きく寄与するものであることから、本市といたしましても、本荘港のO&M拠点港化は大変重要な取組と認識をしております。こうした中で、本荘港をO&M港として使用するとしていた三菱商事をはじめとした事業体が撤退し、本荘港の利活用の見通しが不透明な状況にあります。法定協議会の新たな意見取りまとめにおいては、本市が求めた「選定事業者は建設、O&Mなどの各事業段階において、地元港湾の積極的な活用を図ること」が明記されたところであり、再公募に参加する事業者にあっては、しっかりと本荘港の利活用を事業計画に位置づけていただけるものと認識しているところであります。

しかしながら、泉谷議員御指摘のとおり、本荘港をO&M港として利活用するためには、各種設備の整備など様々な課題があることも確かであることから、これまでも港湾管理者である県に対し、要望活動を行い、前向きな回答をいただいているところであります。

市といたしましては、再公募に向けた動きを念頭に置きながら、事業者が利用計画を定め、早期に利活用できるよう、必要な施設整備等について、引き続き県に要望してまいります。

次に、（２）インフラ整備やO&Mにおける本市内企業の参入とその支援体制についてにお答えいたします。

洋上風力発電事業につきましては、現在策定中の由利本荘市中小企業振興基本計画においても、市内中小企業にとっての新たな受注や事業領域の拡大につながる機会と位置づけており、地域経済への波及効果について大いに期待しているところであります。

また、令和５年３月には、洋上風力発電事業に伴う地域経済への波及効果の最大化を目指すことなどを目的として、様々な分野の団体や民間事業者で組織された由利本荘市沖洋上風力発電事業推進協議会が設立されたところであり、市といたしましても賛助会員として参画し、官民の協力体制の一翼を担っております。

同協議会では、これまでも要望陳情や調査研究などのほか、洋上風力発電関連企業と市内事業者とのマッチングイベントを開催するなど、積極的な活動を展開しております。

さらに、市といたしましても、イノベーション創出支援事業費補助金により、洋上風力発電事業への参入など、革新的な取組を支援することとしており、また、市商工会においても、鳥海ダム等の大規模プロジェクト従事者の活用も視野に入れ、飲食店や宿泊施設、小売店等を紹介するサイト、「ふらっと！ゆりほん」を整備しているほか、秋田県でも風力発電事業への参入を希望する県内企業を紹介した秋田風力発電関連企業ガイドブックを作成するなど、様々な取組が行われております。

なお、この４月の機構改革においては、これまでの企業誘致等を商工振興課、洋上風力を含む再エネ施策をエネルギー政策課としていたものを、商工振興課に集約するとともに、企業立地特命課長を任命し、洋上風力発電事業に関連する企業誘致等を一体的に

推進していく体制といたしました。

市といたしましては、引き続き、由利本荘市沖洋上風力発電事業推進協議会をはじめとした各種団体や、国、県の協力をいただきながら、洋上風力発電事業が地域経済の持続的な発展と活性化につながるよう努めてまいります。

次に、（３）再エネ電力の地産地消、及び地産地活など攻めの再エネ政策についてにお答えいたします。

再エネ電力につきましては、地域固有の資源である再生可能エネルギーを活用して発電するものであることから、その地域で利活用することは、理にかなっているものと考えており、洋上風力で発電された電気についても、利用しやすい仕組みの構築について、私自身、これまでも法定協議会などの場でお願いしてきたところであります。

泉谷議員御質問のとおり、本市沖で発電した電気を、本市の公共施設等で活用することは理想的な取組であります。何よりもその前提として、発電事業者から低い価格で供給していただくことが必要となります。

一方で、市といたしましては、再公募で選定される事業者には、二度と撤退という事態にならないよう、しっかりとした事業計画を作成していただく必要があると考えておりますが、売電価格の設定は、発電事業の採算性に大きく影響する重要な要素であり、慎重に決定していただく必要があると認識をしております。

現在、国においては、売電価格を含めた新たな再公募のルールづくりをしているところであり、市といたしましては、その内容を注視し、健全な経営の下で発電された電気が地産地消につながる方法について模索していきたいと考えております。

また、２点目に御質問の、再エネ電気の地産地活につきましても、先進地である石狩市の取組を基に作成された産業建設常任委員会の所管事務調査最終報告も参考とさせていただきながら、本市の実情に適した地産地活について研究してまいりたいと考えております。

次に、（４）洋上風力発電の観光活用と滞在型観光の創出についてにお答えいたします。

市では、これまで秋田県が主催する洋上風力発電の観光利用に関する意見交換会や、由利本荘市沖洋上風力発電事業推進協議会、さらには、私が副会長を務める全国洋上風力発電市町村連絡協議会が主催する視察研修への参加などを通して、先進地域における取組事例の収集や関係者との情報共有に努めてきたところではあります。特に、洋上風力発電の観光資源としての活用につきましては、その可能性や課題に関して検討を重ねてきたところではあります。

１点目の御質問、洋上風力発電事業の観光活用についてであります。長崎県五島市などの先進地域では、視察ツアーを通して宿泊や飲食を伴う経済効果が生じているほか、環境学習の場としても高い評価を得ていることから、市といたしましても、事業者決定後には、見学施設の整備やツアー動線の構築などについて、速やかに事業者と協議を行いたいと考えております。内部的には、現段階から、エコツーリズムとしての活用、社会科見学や環境学習の受入れ、市内観光資源との周遊ルートの形成など、ソフト面の検討を進めているところであります。

併せて、これまでもお答えしておりますとおり、洋上風力に関する情報発信や学習の

拠点となるビジターセンターにつきましては、事業者が整備する可能性が高いと見込んでおりますが、市といたしましても、本市の観光や教育面においても極めて重要であると捉えていることから、見学者の受入れや洋上風力の仕組みと環境への配慮を伝える場所、市内観光への回遊を促す案内など、多様な機能を有する施設となるよう、事業者に対して積極的に要望してまいりたいと考えております。

次に、２点目の御質問、本荘港及び関連施設の整備方針と課題についてであります。本荘港は、洋上風力発電施設の保守・管理における重要な拠点港として位置づけられており、運転開始前から、多くの視察者や観光客の来訪が見込まれるため、観光案内や情報発信の機能、駐車場や待合スペースなど受入れ環境の充実が必要であると考えております。

また、先ほど申し上げましたビジターセンターの立地につきましても、本荘港周辺は有力な候補地の一つであると考えており、港湾エリアに情報発信拠点が整備されることで、視察者の動線が明確になり、観光周遊との連携も深まるものと考えております。

一方で、港湾整備は県の所管であり、安全確保や事業工程、港湾機能との調整などの課題があることから、県や関係機関と協議を重ねながら、整備方針に関して段階的に検討してまいります。

次に、３点目の御質問、滞在型観光の創出についてであります。泉谷議員御指摘のとおり、洋上風力発電は単体での観光資源にとどまらず、鳥海山をはじめとする自然や食、歴史・文化など、本市特有の多様な観光資源との組み合わせや、水力発電、陸上風力発電、天然ガス発電など、自然由来の環境に優しいエネルギーをつくり出すまちとして、エコツーリズムによる誘客など、ほかにはない滞在型観光の創出にもつながるものと考えております。

運転開始時期が当初より遅れる見通しとなりましたが、むしろこの期間を生かした取組が重要であると考えており、経済効果が全域に波及するよう、観光協会や商工会、観光業や漁業などの事業者と意見交換を行うとともに、市民の皆様への機運醸成を図りながら、モニターツアーの実施や滞在型観光の具体化など、観光需要の受入体制の整備に向けた検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、新たな事業者が早期に決定され、観光面における取組などに関して速やかに協議が行われるよう強く要望するとともに、洋上風力発電事業と本市が持つ多様な地域資源を結びつけ、観光振興と地域活性化の両面から効果を最大限に引き出す取組を模索し、来るときを見据えながら、関係機関と連携を図り準備を進めてまいります。

次に、（５）本市主体の市民周知についてにお答えいたします。

洋上風力をはじめとした再エネ発電事業の推進に当たっては、市民の皆様や企業、各種団体など、広く地域の理解を得ながら進めていくことが重要であることから、発電の仕組みやメリットだけでなく、デメリットなども含め、再エネ全般にわたり理解を深めていただくことが大切であると考えております。

市では、これまでも再エネや温暖化について、中学校の課外授業や町内会の要望に応じて説明に伺うなどの対応をしてきておりますが、それに加え、再エネ発電事業者などの協力を得ながら、県立大学への寄附講座や小学校への再エネ出前授業、市主催の科学

フェスティバルでのエコブース設置など、遊びや実験などを通して楽しく学べる機会の創出に努めてきたところであります。

現段階では、市が主体となって洋上風力発電事業への周知を図るためのイベントなどを実施する予定はありませんが、今後も国や県、事業者などと協力し、既存のイベントなども活用しながら、引き続き再エネの周知活動を継続してまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷赳馬さん、再質問ありませんか。

○7番（泉谷赳馬） 大変御丁寧に答弁いただきまして、大変ありがとうございました。そんなに再質問はないんですけれども、数点、確認の意味を込めて再質問をさせていただきたいと思います。

大項目1、由利本荘看護学校及び県立衛生看護学院サテライト校についての（1）学生確保や看護学生に対する住居や通学、本校への移動等の支援についての部分であります。

この中で1点目、サテライト校の学生確保について、どのような取組をされていくのかというところでお伺いしたところ、これまで同様、市のイベントですとか、そういったものに継続的に安定的な学生確保の取組を進めていくというような答弁でありました。このような取組を続けていくということは、やはりこの看護学校の学生確保については、市もある程度一定の役割とか責任とかそういうものがあるという御認識でよろしいのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。冒頭、一番最初に申し上げたとおり、看護学校がこの地域にあるということについては大変大事なことで、重要であるという認識をしておりますし、今回、県でサテライト校ということでやったことについても、市としても県に対して要望をしてきたことでもありますし、しっかりと市としても関わっていく、ちゃんとしていかなければいけないという思いはしっかり持っています。

何をどうするかという具体的なところまで踏み込んで答弁はしませんが、できる限りのことはしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷赳馬さん。

○7番（泉谷赳馬） ありがとうございます。そのような市の積極的な姿勢といいますか、そういったものをお聞きできてよかったなというふうに感じております。

この同じ中項目の中で、2点目の質問の御答弁として、住居や通学等の支援についても検討の意義はあると。ただ、やはり県のほうから具体的な方針というか、その内容が示されていないというお話でありましたが、県のほうからこういったことをしてほしいとか、具体的な方針が示された場合、急に言われても困ると思いますけれども、そういったものは積極的に市としても支援していくということによろしいのか、その辺確認をさせてください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） これも先ほどの答弁と一緒にありますが、特に、今の段階で、時間的にもそろそろ情動的なもの、今回の質問もあったことも含めて、県のほうとはいろいろと情報について問合せ等々もしていますが、今回、今県でも6月議会でいろいろと出す

ということもあって、なかなか情報を出せないところもあるのか、ちょっと分かりませんが、いずれ6月議会が終わるのが7月3日でしたか。ちょっと伺っていますので、その段階ではしっかりと方向性というのは出ると思います。

来年の4月の募集ですから、もうそろそろかなりぎりぎりだなという思いはありますが、今、県のほうから来たものについて、議会のことも考えると、うちとしても9月議会か、もう3か月。なので今言えることは、どういったことが来るのかちょっと分からなくて、ただできることについては本当に最大限しっかりと対応していきたいという思いでいることは確かであります。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷赳馬さん。

○7番（泉谷赳馬） はい、ありがとうございます。市長からそのような前向きなお話をいただけて大変よかったなというふうに感じております。

やはり募集要項も配布されるということで、なかなかそういったところ、やっぱり学生の募集に至らなければこのサテライト校というのもなかなか意義をなさないというものもありますので、ぜひとも引き続き県と情報共有をしていただきながら、早期に市としても対応していただきたいなというふうに期待をしております。

続いて、中項目（2）由利本荘医師会立由利本荘看護学校への財政的支援についてですが、御答弁の中で、これまでと同様な考えの下、財政支援は必要というような御答弁をいただきました。

その中で、県やにかほ市とは協議を進めながらというお話はありましたが、医師会とはそういったお話はされていかないのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。今の看護学校が、今の入学生が卒業するまで存続をするということ、県からそういった話があって、ですから、そこについてはどうなるのか。当初そういう予定ではなかったというか、それがカリキュラムの関係で、そうだとすることが示された。ちょっと市として、今の流れの中でいうと県がサテライトにしますよということで、そこについては医師会とも入っていろいろと協議はしてきていると思いますが、今回の存続ということについてはまだという状況だと思います。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷赳馬さん。

○7番（泉谷赳馬） はい、ありがとうございます。

サテライト化については、医師会ともお話はされていたということですが、その令和10年までの存続について、現在の医師会立の看護学校の財政的なところも含め、そこについてはお話しまだされていないということですね。分かりました。そういったところも、医師会も大分難儀されているようですので、ぜひそうしたところも、医師会病院というところにも関わってくると思うので、ぜひともそういったところを医師会とも情報共有しながら、ぜひ支援策について検討していただきたいなというふうな期待をしております。よろしくお願いいたします。

続いて、中項目（3）ふるさと納税制度等を活用した財源の確保についてであります。

そのふるさと納税の活用に関しては、研究していくというような表現でとどまったの

かなというふうに答弁を聞いて思いましたが、具体的にふるさと納税を活用して、看護学校ですとか学生確保、看護学生の支援に活用するというのに何か課題があって、なかなか具体的に進められないのか、研究という御答弁だったというふうに認識をしておりますが、その課題感についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。これも、今ちょっとどういった財政支援が求められるかも含めて、ちょっと分からない状況であるので、一般論として先ほど答弁させていただきましたが、企業版じゃないふるさと納税制度を活用するというについては、項目をやってやることなので、多分そんな大きな課題はないのかなという気がします。どういった財政負担を求められるかも分からない中ですので、それによつてはふるさと納税がちょっとそぐわないということもあるのかもしれないです。そういったことも含めて現段階では課題があるかないかも分からない中なので、状況によつては研究していくというふうにしてお答えをさせていただいたところであります。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷赳馬さん。

○7番（泉谷赳馬） はい、ありがとうございます。そもそもどういった支援が求められているかということを含めて、県のほうからまだ具体的な情報が下りてきていないということですよという御回答だったのかなと思います。

いずれにせよ、そういったところで具体的に決まっていかなければなかなか進まないところもあると思いますが、ぜひそういった財源確保についても積極的に進めていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、大項目2の本市沖洋上風力発電事業についての（3）再エネ電力の地産地消、及び地産地活など攻めの再エネ政策についてであります。

この質問の1点目で、そういった洋上風力由来の電力を市有施設について活用する考えについてお伺いしました。御答弁では、理にかなっておるけれども、事業者から低い価格で提供していただかなければならないというような御答弁だったのかなというふうに思います。

ということは、市のスタンス、姿勢としては、その価格が対応できるような価格であれば、そういった活用もどんどんしていきたいというふうにお考えなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問のとおりでありまして、利用できるということであれば、これは積極的に使っていくべきだろうとは思っていますが、先ほど言ったように金額がボーンと高くなるようなものであれば、やはりこれは使えないということもあるだろうなということもあって、その辺も含めて、やっぱり今後事業者が決まらないことにはどうにもならない状況であります。思いとしては、先ほど答弁したとおり、積極的に使っていくということが大事だろうなというような思いであります。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷赳馬さん。

○7番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

最後に、（4）洋上風力発電の観光活用と滞在型観光の創出についてであります。

3点目で、滞在型観光の創出に関する市の考えですとか、具体的な検討を進める時期

というのもお伺いしておりました。その中で、御答弁では、ほかにはない滞在型観光について検討していきたいと。

この運転開始が遅れることは、むしろこの機会を生かして取り組んでいきたいというふうに御答弁されていたかと思いますが、具体的に市内業者と協議というか意見交換をしていく時期について、ちょっと御答弁を聞き漏らしたかもしれませんが、御答弁の中にあつたのかなというところでありました。

これに関しては、事業者が決まる前にもできると思いますが、その辺についてはどのようにお考えか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたしますが、泉谷尠馬議員がおっしゃるとおり、負け惜しみではないですが、延びた分、時間についてはその間、いろいろなことを考える時間が得られたというような思いです。なので、観光振興についても、その時間を利用して、おっしゃるとおり、しっかりと、今の事業者は商工会であつたり観光協会であつたり、今、観光協会法人化に向けてのいろいろな会議の中でもこういった話題は出ていますし、そうしたところを通したり、商工会ともやりながら、今、何かの形で協議をする場をつくるだとかという計画はちょっと今ないですけれども、そうした場も考えながら、せつかくのある意味ビッグチャンスをしっかり観光振興に生かすということについては大事だと思いますので、協議をして進めていく場をしっかりとつくってやっていきたいと思います。

○議長（佐藤健司） 7番泉谷尠馬さん。

○7番（泉谷尠馬） ぜひとも多くの市内企業ですとか市民を巻き込みながら、その機運を高めて、早期にやっていただきたいと思いますというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、7番泉谷尠馬さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時49分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

12番甫仮貴子さんの発言を許します。12番甫仮貴子さん。

【12番（甫仮貴子議員）登壇】

○12番（甫仮貴子） 皆様、こんにちは。高志会の甫仮貴子でございます。水田の早苗がそよそよと風に揺れる初夏の爽やかな季節となりました。そうしたのどかな景色の一方で、昨今の頻繁な熊の出没は、日常生活にも多大な影響を及ぼしております。人身事故も発生するなど予断を許さない状況が続いておりますが、外出の際は熊出没情報のチェックと、周囲に細心の注意を払われますようお願い申し上げます。

また、日々熊対応に奔走されておられます関係各位の皆様には、心よりお礼を申し上げ

げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

本日は大項目 3 点についてお伺いいたします。大項目 1、第149回秋田県種苗交換会の開催に向けて、(1) 地域農業者に対する波及効果と期待される経済効果は、①スマート農業などの最新技術の導入や普及への波及効果はについてお伺いいたします。

今年10月31日土曜日から11月4日水曜日までの5日間、本市において主会場をナイスアリーナとし、第149回秋田県種苗交換会が開催されます。

種苗交換会は、明治の時代から続く農産品の展示や品評会として、日本最大級の規模を誇るものであります。当初は農業関係者を中心としたイベントでありましたが、現在では一般消費者に農業や食に関する情報を発信する役割も持った総合イベントとして県内外に広く周知されております。来場者は、開催地や天候にもよりますが、例年では50万人から80万人が見込まれる一大イベントとなっております。

十数年ぶりの本市での開催は、地元生産者が丹精込めて育てた農産品を広くアピールする絶好の機会でもあり、優れた生産技術を競い合う農産物出品審査会への地元由利本荘からの積極的な出品は、生産者の新たな意欲向上や栽培技術の伝承にも一役買うものと思われま

す。このたびの本市での種苗交換会の開催に当たり、市内の農業者、特に新たに就農しようとする若手や担い手層へ出品や参画を促すためには、どのような具体的支援あるいは働きかけを行っておりますでしょうか。当局の取組についてお伺いいたします。

また、最新の農業機械やスマート農業技術が一堂に会する農業機械化ショーは、種苗交換会の大きな目玉の一つとも言われております。そうした技術を知り、導入することは、農業の省力化、低コスト化、さらには、結果的には収益の向上にもつながるものと思われま

す。最先端の技術や知見が本市に集結するこの機会を捉え、多くの地域農業者が新技術をじかに学び、実際に取り入れていけるよう、展示会後のフォローアップや導入補助など、その後の市としての連携策はどのように考えておられますか。お伺いいたします。

大項目 1、中項目 (1)、小項目②経済波及効果と雇用創出効果はについてお伺いいたします。

過去に種苗交換会の開催された県内他市の分析によると、種苗交換会の開催による地域経済への波及効果は100億円規模とされる調査結果もあり、十数年に一度の大イベントが本市で開催されることへの期待度は計り知れないものと考えられます。本市で見込まれる経済波及効果と、また雇用創出効果の試算について、お伺いいたします。

続いて、大項目 1、中項目 (2) 交通アクセスの整備と渋滞対策は、①広域的な交通マネジメントと市民生活への影響回避策はについてお伺いいたします。

5 日間で最大80万人とも予測される来訪者は、本市人口の10倍超に当たり、開催への期待が高まる一方で、交通の大混乱を心配する声も聞かれます。

種苗交換会を円滑に推進することを目的とした協賛会設立総会では、来場者及び関係者の駐車場として、一般車両2,600台、バス160台、関係者用900台の計3,660台分を確保するとのことでしたが、主会場であるナイスアリーナ、また協賛第一会場として使用されるカダーレのある市街地周辺においては、駐車場不足は明らかである上、市

街地への大量の車両の流入は、深刻な交通渋滞を起こしかねないと容易に想像されるものであります。

主会場であるナイスアリーナへのアクセスには、国道7号、105号、また、日本海東北自動車道が幹線道路となっておりますが、国道7号や本荘インターの出入口付近は、通常時においても朝夕と混雑が多い場所であり、こうした大きなイベントが開催される場合、重大な混雑が起きるのではないかと予測されます。少しでもそうした混雑を回避するために、市内だけでなく、隣接する秋田市、にかほ市、さらには山形県側からの車両の流入抑制を含めた、広域的な駐車場を配置し、シャトルバスなどの二次交通で輸送するという仕組みが有効と考えられますが、会場周辺への車両の流入をどの段階で食い止め、どのようにスムーズなパーク＆バスライドを計画しているのかをお伺いいたします。

また、渋滞情報などの発信について、案内板の設置など広域的な渋滞緩和策は検討しておられますか。また、期間中は、本市への来訪者の増加によりふだんより多い交通量が見込まれます。市民生活を基本とした日常の通勤や登下校時の渋滞緩和や安全対策、救急や消防といった緊急車両の通行ルートの確保について、どのように対策していくかをお伺いいたします。

大項目1、中項目(2)、小項目②効率的なシャトルバス運行と鉄道を利用した二次交通の強化はについてお伺いいたします。

言うまでもなく、交通渋滞が発生すれば、市民生活はおろかシャトルバスも十分に機能しなくなってしまうと予想されます。過去の開催地においても深刻な渋滞が発生し、シャトルバスが来ない、進まないといった事例も散見されます。特に、主会場である本荘地域のナイスアリーナは、交通網、地理的特性を鑑みた際、しっかりとした交通規制や渋滞緩和策を取らないと大渋滞や交通の麻痺を起こしかねないと思われれます。具体的にはどのような渋滞対策を考えているかをお伺いいたします。

同時に、シャトルバスの定時性確保のため、国や県といった道路管理者や警察とは、どのような連携、また協議を行っていらっしゃいますか。また、定時制、大量輸送という点において、優れた鉄道公共交通と連携したステーション＆バスライドは、市街地への車両の流入抑制の手段として大変効果的と考えられます。

例えば、由利高原鉄道沿線、羽越本線沿線駅など、会場より離れた場所に駐車場を確保、または最寄駅からの積極的な鉄道利用を勧め、羽後本荘駅から会場まではシャトルバスという方法も、公共交通を活用した効果的な渋滞予防策と捉えられますが、当局のお考えをお伺いいたします。

大項目1、中項目(2)、小項目③デジタル技術を活用したリアルタイム情報提供はについてお伺いいたします。

今、どこが混んでいるか、どこの駐車場が空いているかなどをドライバーに周知する仕組みは、混雑回避につながる大変有効な手だてと考えられます。SNSや特設サイトでの駐車場空き状況のリアルタイム配信など、現在空いている駐車場への誘導の仕組みや道路の混雑状況の周知の方法について、どのような計画をしているかお伺いいたします。

また、同時に、デジタルを苦手とする層への周知方法についても十分な対応が必要と

思われますが、その対策についてもお伺いいたします。

続いて、大項目 2、本市の B & G 海洋センターの維持管理と将来ビジョンについて、中項目（1）各 B & G 施設の長寿命化はについてお伺いいたします。

本市の西目、由利、大内の 3 地域に設置されている B & G 海洋センターは、旧町から合併してできた新市へと引き継がれ、市民の健康増進や青少年の健全育成、また地域住民の交流の場として重要な役目を果たしております。

特に、プール、体育館、トレーニングルームを備えた西目、由利の B & G は、年間約 3 万人近くと、現在も多くの利用者がある施設でございます。これらの 3 B & G 海洋センターは、設置より、西目が 42 年、由利が 33 年、大内が 41 年と経過しており、老朽化による設備の故障や修繕の必要箇所も大変多い状況でございます。

公共施設等管理計画個別施設管理台帳では、いずれの施設も、2025 年度時点においては存続の方針にあり、これからも 10 年以上先まで利用するという目標使用年数を定め、長寿命化の利用の方向性を示しております。

2025 年には、西目 B & G 海洋センターにおいて、財団の海洋センター修繕助成制度を活用し、助成額 2,110 万円を含む総工事費約 8,000 万円の体育館の大規模修繕が行われておりますが、目標使用年数を 60 年とする長寿命化は完了していらっしゃいますか。

また、由利 B & G 海洋センターについても、さらなる長寿命化を目的とした修繕の計画はあるかをお伺いいたします。

大項目 2、中項目（2）プール施設の今後と修繕計画はについてお伺いいたします。

各 B & G 施設は、共通してプールを備えており、利用期間は夏期の 1 か月半ほどと短い期間の運用でございますが、一般利用者の健康増進のほか、近接する小学校のプール授業にも利用されているという状況でございます。

本市公共施設等総合管理計画では、令和 18 年までの再編方針として 1 地域 1 プールの必要性を協議し、学校プールと民間プールを含めた集約化を図ると方向性を示しております。現時点における集約化の方向性についてお伺いいたします。

また、各 B & G 施設の個別施設管理台帳においては、いずれのプール施設も令和 7 年度時点の将来方針としては、存続というふうになってございます。由利は令和 3 年にプール施設のリニューアルを図り大規模修繕を行っておりますが、西目、大内の 2 施設のプールは、34 年と言われている耐用年数をとうに過ぎ、プール底の不陸やプール上部にかかる鉄骨の腐食など、安全性が懸念される不具合も多く、修繕が必要と思われる箇所も多く見られます。

西目 B & G のプール施設は、令和 7 年時点における管理計画における実施方針として、向こう 5 年以内にプール槽の修繕実施の予定を示しておりますが、具体的なめどは立っておりますか。お伺いいたします。

また、改修や維持管理には多額の費用を要するものでありますが、稼働する以上、利用者の安全確保は必須であり、早急な修繕計画が必要であると思われそうですが、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。お伺いいたします。

大項目 3、樹木の倒木等による市民の安全管理についてお伺いいたします。

近年、全国的に道路や公園において、倒木や枝の落下による事故が増加しているという報道を目にする機会が増えております。令和 7 年 4 月、国土交通省では、その状況を

踏まえ、全国の都市公園、国、都道府県、市町村が管理する道路にある樹木の倒木等による事故発生状況や、樹木点検に関する調査を行い、その結果を発表いたしました。

樹木別に見ると、倒木や落枝が多いのはケヤキ、次いで桜の木が多く、調査期間の3年半の間に、都市公園931件、道路801件にも上るとの内容でありました。

その要因として挙げられるのが、樹木の老齢化、ナラ枯れテングス病などの病害虫被害、そして強風や腐朽によるものが多く、その中には不幸にも人に当たり人身事故につながった事例も少なくはありません。

本市における道路や公園の樹木の点検状況についてお伺いいたします。

以上、壇上にて大項目3点の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【12番（甫仮貴子議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、甫仮貴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、第149回秋田県種苗交換会の開催に向けての（1）地域農業者に対する波及効果と期待される経済効果はの①スマート農業などの最新技術の導入や普及への波及効果はについてお答えいたします。

本年10月31日から11月4日までの5日間にわたり、本市で開催される第149回秋田県種苗交換会は、本県の農業を代表する一大イベントであり、農産物出品展示や農業機械化ショーなどを通して、地域農業の振興や担い手育成、さらには、スマート農業技術の普及など、本市農業の振興発展に向けて大きな効果が期待できるとともに、本市農業の魅力や生産技術を広く発信できる絶好の機会であると認識しております。

特に、農産物出品展示の場では、多くの来場者に対し、本市の生産者が丹精を込めて育てた農産物や、優れた栽培技術を広く発信できるとともに、本市農産物の魅力や安全・安心な農業への取組などをPRできる貴重な機会であり、農家の営農意欲の向上や地域農業への理解促進にもつながるものと考えております。

このため、市といたしましても、協賛会の一員として、多くの生産者の皆様から出品いただけるよう、秋田しんせい農業協同組合をはじめ、関係機関と連携を図りながら、ホームページやSNSを活用した情報発信などにより、出品に向けた機運の醸成に努めてまいります。

次に、農業機械展示に関連したフォローアップや導入支援についてであります。

農業機械化ショーにつきましては、一般社団法人秋田県農業機械化協会が中心となって開催されますが、人口減少や高齢化などにより担い手不足が課題となっている中、省力化や生産性向上につながるスマート農業技術への関心は年々高まっており、本市農業の持続的発展に向けても、先進的な農業機械に直接触れることができる大変有意義な機会であると認識しております。

今回の農業機械化ショーを契機として、市といたしましては、生産者の皆様が新たな技術や機械への関心を高め、理解を深めていただくことを期待するものであり、今後も関係機関と連携を図りながら、各種補助制度や支援策について、適切な情報提供に努めるとともに、引き続き、生産者の皆様に寄り添った伴走支援に取り組んでまいります。

このたびの種苗交換会の開催に向けては、この４月に産業振興部内に種苗交換会事務局を設置し、４名の専任職員配置により開催準備に取り組んでいるほか、４月21日には、市議会議員の皆様をはじめ、秋田しんせい農業協同組合など、関係機関の皆様と一体となった由利本荘市協賛会を設立したところであり、本協賛会を中心に、開催機運の醸成と万全の受入体制の確立に向け取り組んでいくこととしております。

市といたしましても、種苗交換会の開催が本市農業と地域の魅力を県内外に広く発信できる絶好の機会となることから、全庁が一体となり、市民、関係団体の皆様とともに、オール由利本荘で大会を盛り上げ、成功に導いてまいります。

次に、②経済波及効果と雇用創出効果はについてお答えいたします。

御質問の経済波及効果についてであります。過去に秋田市で開催された第141回種苗交換会において、秋田市が行った推計では、７日間の開催で来訪者が125万人、経済波及効果が県全体で約166億円あったとされております。

本市の開催においては、過去の開催実績を踏まえ、５日間の開催で来訪者数の目標を60万人としておりますが、それを基に秋田市のデータをベースに推計すると、県全体では約90億円規模の経済波及効果が見込まれるものとなっております。

一方、本市における経済波及効果につきましては、来訪者による市内での飲食、宿泊、買物等の消費活動が中心として見込まれますが、直近で公表されている鹿角市のデータを参考に推計すると、約５億円の経済効果が期待されるところであります。

市といたしましては、今回の種苗交換会の開催を単なる一過性のイベントに終わらせることなく、本市特産品のリピーターの確保やふるさと納税の寄附額拡大など、将来にわたる持続的な波及効果へとつなげてまいります。

次に、（２）交通アクセスの整備と渋滞対策はの①広域的な交通マネジメントと市民生活への影響回避策は、②効率的なシャトルバス運行と鉄道を利用した二次交通の強化は、③デジタル技術を活用したリアルタイム情報提供はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

秋田県種苗交換会の開催期間中は、多数の来訪者が見込まれることから、主会場となるナイスアリーナに多くの車両が集中しないよう、円滑な交通対策を講じ、市民生活への影響を軽減し、さらに安全確保を図ることは、本交換会を成功に導く上で極めて重要な課題であると認識しております。

このため、市では、会場周辺への車両集中を抑制する広域分散型の交通対策を基本とすることとしており、臨時駐車場の整備とシャトルバス輸送を中心とした交通体系を計画しているところであります。

具体的には、市内各所や沿線地域に大規模な臨時駐車場を分散配置し、来訪車両を市街地外縁部でとどめた上で、主会場へはシャトルバスで輸送するパーク＆バスライド方式により、中心市街地への過度な車両流入の抑制を図ってまいります。

また、シャトルバスについては、過去の開催地と比較して約1.5倍規模の車両台数を確保する方向で検討を進めており、待機時間の短縮と円滑な輸送に努めてまいります。

併せて、由利高原鉄道やＪＲ羽越本線などの鉄道利用による来場促進も重要であると考えております。

羽後本荘駅や岩城みなと駅で下車した来訪者が、それぞれ市役所本庁舎や岩城総合支

所などのシャトルバス発着所へ円滑に乗り継ぎできるよう、広く情報発信を行ってまいります。

渋滞対策につきましては、国や県などの道路管理者や、警察をはじめとする関係機関と協議を重ねているところであり、道路情報板の活用や信号時間の調整、交通誘導体制の強化など、効果的な交通規制の実施に向けて調整を進めるほか、主要道路の要所への案内看板設置により、駐車場への確実な誘導と早期迂回を促してまいります。

また、開催期間の事前周知による通勤・通学時間帯への影響軽減を図るとともに、誘導員の適正配置による安全確保や救急・消防など緊急車両の通行ルート確保についても、関係機関と緊密に連携しながら対応してまいります。

さらに、来訪者への情報提供につきましては、各駐車場の空き状況をスマートフォン等で確認できるよう、SNSや大会特設サイトを活用したリアルタイム配信を計画しております。

なお、道路混雑状況につきましては、カーナビやナビアプリなどを活用していただくとともに、混雑発生時にはSNS等を通して機動的に注意喚起を行うなど、適切な情報発信に努めてまいります。

一方で、デジタル機器の利用に不慣れな方への配慮も重要であると認識しております。このため、主要道路への案内看板や誘導表示の充実や、駐車場入り口への誘導員配置など、分かりやすい交通案内にも努めてまいります。

市といたしましては、市民生活への影響を最小限に抑えながら、安全かつ円滑な大会運営となるよう、引き続き関係機関と連携を図り、万全の交通対策に取り組んでまいります。

次に、2、本市のB & G海洋センターの維持管理と将来ビジョンについての（1）各B & G施設の長寿命化はについてお答えいたします。

市では、体育館やプール施設を備えたB & G海洋センターを西目、大内、由利の3地域に設置しており、市民の健康増進や交流の場として活用されております。

設置からの経過年数は、最も長いもので西目B & Gが42年となっており、様々な不具合が生じてきていることは御指摘のとおりであります。市といたしましては、使用に支障のないよう、必要に応じて修繕を行ってきたところであります。

市公共施設等総合管理計画では、体育館の目標使用年数を60年としておりますが、令和6年度に大規模修繕を実施した西目B & Gの体育館については、修繕の結果、一定の長寿命化が図られたものと考えており、使用目標としている60年の使用には耐え得るものと考えております。

修繕の考え方につきましては、不具合箇所に優先順位を設定し対応してきたところでありますが、由利B & Gにおいては、令和3年度にプール棟の鉄骨塗装等の修繕を行っており、現時点では具体的な長寿命化計画については有しておりません。

市といたしましては、今後とも各B & G施設において、市民が安心して利用できるよう、指定管理者及びB & G財団等関係機関と連携を密にしながら、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、（2）プール施設の今後と修繕計画はについてお答えいたします。

市公共施設等総合管理計画では、令和18年までの各施設分類の再編方針として、1地

域 1 プールの必要性について協議の上、方向性を定め、学校プールや民間プールを含めた集約化を図ることとしております。

現在、市民が利用できる公共のプール施設は、遊泳館や B & G 海洋センターなど 7 施設ありますが、将来の人口動向を踏まえると、現状の施設数を維持していくことは困難であることから、利用者数や学校プールの状況も考慮しながら、さらなる集約化に向けた協議を継続していく必要があると考えております。

また、総合管理計画では、B & G プール 3 か所は、当面存続する方針としているほか、特に西目 B & G プールについては、プール槽の修繕を 5 年以内に実施するとの方針が示されておりますが、現状を確認したところ、プールの使用に支障が生じているとは認められないことから、現時点で具体的な計画の作成までには至っておりません。

修繕につきましては、これまでの答弁のとおり、不具合の状況に応じて優先順位を設定し、順次対応しております。

一方で、大規模な修繕には多額の費用を要することから、今後の総合管理計画の見直しも視野に入れつつ、利用者の安全確保を念頭に、関係機関との協議を進めながら対応方針を検討してまいります。

次に、3、樹木の倒木等による市民の安全管理についてにお答えいたします。

国では、令和 3 年 4 月から令和 6 年 11 月にかけて、都市公園や道路における倒木等による事故に関する調査を実施し、都市公園で 931 件、道路で 801 件の事故があったことを公表するとともに、特に、公園樹木については、具体的な事例と合わせて、点検の徹底を周知しており、本市においても、この期間に道路での物損事故が 2 件発生している状況にあります。

現在、市が管理する道路及び公園の樹木等に係る点検状況につきましては、利用者の安全確保のため、職員による月 1 回以上のパトロール及び業務委託による定期的な伐採や剪定作業を実施し、事故の未然防止に努めております。

また、強風等により倒木などのおそれがある際には、緊急パトロールを実施しているほか、市民の皆様からの電話連絡や市の LINE 公式アカウント等を通して情報提供をいただいた際には、通報箇所の現地確認を行い、危険な樹木と判断した場合には速やかに伐採等の処置を行っております。

このほか、樹木管理を委託している造園業者からは、樹木の状態を随時報告いただいております。報告内容に基づき現場を確認するとともに、状況によっては病虫害対策を講ずるなど、樹木の健全化を図っているところであります。

市といたしましては、今後も適切な樹木管理を行い、利用者の安全確保が図られるよう、適宜必要な措置を講じてまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 12 番 甫仮貴子さん、再質問はありますか。

○ 1 2 番（甫仮貴子） 大変御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。数点について再質問させていただきたいと思います。

大項目 1、第 149 回秋田県種苗交換会の開催に向けて、中項目（1）地域農業者に対する波及効果と期待される経済効果は、小項目②経済波及効果と雇用創出効果はについてお伺いしたいと思います。

先ほどの市長の答弁では、経済波及効果を期待するとすれば、多くの来訪者が訪れ、宿泊や飲食、そして買物などにどれだけ消費行動をしてくれるかということで御答弁いただきましたが、そのために、来訪された方に地場産品、由利本荘にはいろいろおいしいものがございますけれども、そういったものを手に取ってもらうためのPR。あと会場と駐車場。あと宿泊施設を行き来するだけではない、宿泊以外の市街地への回遊の仕掛け。さらには、この5日間にとどまらない、観光としてのリピートの確保、そして本市の地場産品について気に入っていただきふるさと納税への誘導など、様々な取組がさらなる経済効果を生むのではないかというふうに考えられます。一過性ではない市のほかの部署とも連携した発信やPRがさらなる効果を生むものかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたしますが、私の先ほどの答弁でも甫仮議員がおっしゃったことについては、全く同意見でありまして、私も様々なところで、経済効果、今回だけではなくて、やっぱり継続したものっていうのはぜひ目指したいという思いであります。

そのための一つとして、先ほどもちょっと答弁しましたが、今協賛会ということで、私ども市だけではなくて、多くのいろんな方々に関わっていただいて、そうしたいろんな盛り上げていったりとか、経済効果、しっかり皆さんに実感していただけるようなものをどうやってつくっていくかということを皆さんで協議するための、まさにそのための協賛会を先日立ち上げさせていただきました。そうした協賛会であったり、それぞれのいろんな組織等にも話を下ろさせていただいて、いわゆるオール由利本荘でしっかりと取り組んでいけるといった体制をしっかりとつくって、またそういうことで協議をして、大成功に結びつけたいという思いでいるところであります。

○議長（佐藤健司） 12番甫仮貴子さん。

○12番（甫仮貴子） そのように、市の中でも観光振興課であったりとかふるさと納税の担当の部署であったり、そうしたところともぜひ連携して、今後の由利本荘にプラスになるような発信をしていただければというふうに思っております。

続いて、大項目1、中項目（2）交通アクセスの整備と渋滞対策は、小項目②効率的なシャトルバス運行と鉄道を利用した二次交通の強化はについてお伺いいたします。

本市では、来場者を2日間で60万人ほどというふうに見込んでいるということでしたけれども、本市の魅力を発揮する絶好の機会であるという認識でございます。

そうした中、交通の混乱は、市民の不満だけではなく、本市の対外的イメージの低下にもつながりかねないことであります。他市の開催の際にもそういったところがうまくいなくて、シャトルバスには乗ったものの、会場まで2時間。ふだんであれば10分とかそういったところを時間かかってしまったとか、シャトルバスがなかなか来ないといったこともあったりというふうに伺っております。

そうしたそのシャトルバスの運行経路とか、あと交通の状況について、いろいろ考えてはくださっていると思うのですけれども、机上の予測だけではなく、渋滞を最小限にするための科学的なというか、そうした根拠を持ったそういったシミュレーションというか、対策は行っているのでしょうか。そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの、その科学的なというあたり、今何か少し具体的なところ、もし答えられるのがあれば今部長から答弁させます。

おっしゃるとおり、やっぱりその5日間の渋滞をかなり心配をしていますので、先ほど答えたとおり、シャトルバスなんかも通常の今までの過去の状況よりも1.5倍ほど準備をするということであつたり、できるだけ公共交通機関、羽後本荘駅の、そうしたものを使って、いわゆるこの中心地と言えいいんでしょうか、こういうところが一番やっぱり渋滞になるところについては、できるだけいろんな方々が入ってこないようにという表現がいいのか分かりませんが、外のところに車を止めていただいて、バスを活用いただくという形をしっかりと取りたいというふうに思っています。

動線とかについての科学的なというあたりについては、やっぱりちょっと科学的なところまでは今のところというか、ちょっとそこはやってないといいますか、そういった状況であります。

○議長（佐藤健司） 12番 甫仮貴子さん。

○12番（甫仮貴子） ですが、そのシャトルバス也多めに用意していただいて、そうした渋滞や市民への支障が起きないようにしっかりと対策されているというふうなお答えというふうに思いましたけれども、ぜひ緊急車両の通行とかそういうふうに本当に通勤・通学とか支障が起ると本当に困ると思いますので、そこら辺の綿密な具体策というか、対策を今後ともお願いできればというふうに思います。

続いて、大項目2、本市のB & G海洋センターの維持管理と将来ビジョンについて、中項目（1）各B & G施設の長寿命化はについて伺いたします。

例えばですが、西目B & Gのプールですけれども、学校での利用をはじめ年間3,000人近くの利用状況があるというふうに伺っております。

体育館施設のほうは改修などを行って、その使用年数を60年とする目標に近づけた補修を行われたというふうに伺っております。ですけれども、結構、軽微な、細かな、プール上の鉄骨ですが、さびがパラパラと落ちてきたり腐食がかなり進んでいるように思われる箇所や、あと機械設備のそういったちょっとした不具合なども見られるというふうに伺っております。そうした、すっかり悪くなってからの修繕、壊れてからとかの修繕ではなく、総合管理計画の中にもあるように、予防保全型の維持管理が安全面、経済面でも優れているというふうに考えますが、どのようにお考えになっておられますでしょうか。伺いたします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問、甫仮議員おっしゃるとおり、そういった総合管理計画にあるように予防型ということも視野に入れてやるということもそのとおりでありますし、先ほど答弁したとおり、危険度であつたりだとかそういったことも十分見ながら、なかなか一気にバーンとやるという、やっぱり財政的にもかなり限界があつて、安全・安心がまず第一ということは、これは全くそのとおりですので、そうしたものについては最優先でももちろんやりますし、そういったことも含めて優先順位をつくりながら長く皆さんに使っていただけるような公共施設の在り方というのはやっぱりそれは大事だと、思い一緒でありますので、そういう考えの下で対応してまいりたいというふうに

思っています。

○議長（佐藤健司） 12番 甫仮貴子さん。

○12番（甫仮貴子） ありがとうございます。やはり何よりも市民の安全というか、その施設を利用することで、けがなど事故が起きないこと、それが一番大事だというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

続いて大項目2、中項目（2）プール施設の今後と修繕計画はについて伺います。

先ほど市長の答弁の中でありましたように、これから令和18年までの再編方針として、1地域1プールの必要性を協議し、学校プール、民間プールを含めた集約を図っていくということで考えを進めているということでしたが、プール施設、子供たちの通っていた子吉小学校ですけれども、そこでも不具合が起きたり、あと修繕するのにプール施設というものは非常に多額の費用もかかるというふうに伺っておりました。10年後と言わず、もう少し市民ニーズや用途、また、その地域特性を考えて、もう少しスピード感を持って、存続するのであれば早め早めの修繕などを行っていくと思いますし、そうしたスピード感を持った方針というか、早めの対応が必要なのではないかなと。そういった面が経済的な負担の削減にもつながりますし、しっかり残すところを安全に保守また長寿命化していくところにお金を充てることが一番いい方法かなというふうにも思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問で、私もやっぱり同様の考え方であるのはそのとおりであります。スピード感を持ってということも全くそのとおりでありますし、ただ、先ほど答弁したとおりでもあるんですが、不具合の状況等々について優先順位を見てということになりますし、もう一つ、その総合管理計画の見直し等々も今やっぱり視野に入れながら、先ほど言った相対的な人口とそれからプールの数等々もどうなのかというあたりも、そこもやっぱり見直しも必要なところもあるでしょう。そうしたことも考えながら、もし、例えば、残すもの、そうじゃないものとしたときには、残すものはやっぱりこれはしっかりやるということになるでしょうし、将来的には廃止の方向になることについてはその時期なんかも見据えて、それによつての修繕費のつけ方と言うんでしょうか、やり方ということをやっぱり考えなければいけないのかなと思う。そうしたこともスピード感の中に入ると思いますが、そうしたこともやりながら、しっかりと関連の皆さんとも協議しながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤健司） 12番 甫仮貴子さん。

○12番（甫仮貴子） ありがとうございます。そのように市の財政的なこと、また維持していくところの、しっかり60年たっても、市は存続するでしょうし、使うものであると思いますので、これからは必要のところをしっかりお金がかけられるような、そうした政策を進めていただければ一番いいのかなというふうに思ったところでございました。

以上で、私の再質問、終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、12番 甫仮貴子さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

1 番橋島達也さんの発言を許します。1 番橋島達也さん。

【1 番（橋島達也議員）登壇】

○1 番（橋島達也） 皆さん、こんにちは。無所属の橋島達也です。佐藤議長より発言のお許しをいただきましたので、これより大項目 2 点について質問させていただきます。

それでは早速ですが質問に入らせていただきます。

大項目 1、自転車の安全利用に向けた走行環境の整備と教育の充実について。

令和 6 年 5 月に改正道路交通法が可決・成立し、令和 8 年 4 月 1 日からは、自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。

これにより信号無視・一時不停止・夜間無灯火など、113 種類の違反行為に対し、16 歳以上の自転車運転者に反則金が科されることとなりました。

警察庁のまとめによると、制度導入から僅か 1 か月で、全国で 2,147 件の青切符が交付されております。一時不停止が最多の 846 件、ながら運転、携帯電話使用が 713 件と続き、この 2 種だけで、約 7 割を占めています。

また、令和 8 年 5 月 9 日には、秋田市において、県内で初めて青切符が適用されました。ながらスマホで自転車を運転していた 20 代の女性に、1 万 2,000 円の反則金が通告されたものです。本市においても、決して他人事ではありません。

そこで、中項目 4 点について質問いたします。

中項目（1）自転車走行可能な歩道の実態把握と情報公開について。

道路交通法上、自転車が歩道を走行できるのは、自転車及び歩行者専用の標識が設置されている箇所か、一定の例外に限られています。

しかし現状、市内のどの歩道が自転車走行可能なのか市民に十分に周知されておらず、知らぬまま違反者となるリスクが高まっています。

なお、国道・県道の歩道は国・秋田県が、市道の歩道は本市がそれぞれ道路管理者となっており、各管理者への情報提供依頼と連携が不可欠となっております。

そこで、以下の 3 点についてお伺いします。

①市道において自転車が合法的に走行できる歩道の箇所・区間延長について、市は把握しているのかお聞かせください。

②①を踏まえ、国道・県道も含めた市内全域の自転車走行可能歩道について、由利本荘警察署・秋田県・秋田河川国道事務所と連携し、データを収集・整理するお考えはあるのかお聞かせください。

③市民が参照できる市内自転車走行可能歩道マップを作成・公開するお考えはあるのかお聞かせください。

続いて中項目（2）市民への周知・啓発と自転車安全教育の充実について。

すみません、先ほどもお伝えしたんですが、令和 8 年 5 月には、秋田市で県内初の青

切符が適用されました。本市においても、市民が知らぬまま違反者となる事態は十分に起こり得ます。

本市は広大な行政区域を持ち、高齢者・学生を含む多くの市民が自転車を日常的な移動手段として利用しております。市民全体への周知・啓発が急務でございます。

そこで、以下の３点についてお伺いします。

①青切符制度の内容について、市はどのような周知・啓発活動を実施しているのかお聞かせください。

②老人クラブ・自治会等と連携をした高齢者を含む市民全般への啓発活動を実施するお考えはあるのかお聞かせください。

③市のホームページ・広報ゆりほんじょう・SNS等を活用した情報発信を強化するお考えはあるのかお聞かせください。

中項目（３）中学生・高校生への指導と法的責任の教育及び実践的自転車教室の実施について。

令和８年４月の青切符制度導入により、高校進学後すぐに注意では済まされず、明確なペナルティーを科される社会となっております。義務教育の最終段階である中学校での指導が極めて重要です。

また、自転車事故では加害者となった場合、億単位の民事賠償責任が生じた事例が全国で相次いでおります。神戸市では2013年に、9,521万円という判決が出ています。知らなかったでは済まされない法的リスクにおいて、実践的な自転車教室と連動した形で、体系的に教育する必要があります。

また、本市では小学生を対象とした自転車教室が実施されており、市内の各中学校においても、自転車安全教室等が実施されております。こうした取組を私は高く評価しております。

一方で、青切符制度の導入により、子供たちにも身近な一時不停止・ながら運転が摘発対象となりました。小学生・中学生の段階から、法改正の内容を取り入れた教育へとアップデートすることが急務です。

そこで、以下の５点についてお伺いします。

①小学生を対象に実施している自転車教室の内容を今回の法改正、すなわち青切符制度や歩道走行ルール等を反映した内容に更新するお考えはあるのかお聞かせください。

②市内各中学校で実施している自転車安全教室の内容・頻度・実施体制についてお聞かせください。また、小学生向けの教室と同様に、今回の法改正を反映した内容に更新するお考えはあるのかお聞かせください。

③青切符制度の導入や罰則の厳格化について、市内の中学校では現在どのように指導しているのか。また、市内の県立高校とも連携をした啓発活動を行うお考えはあるのかお聞かせください。

④自転車も車両であり、加害者になり得るという、法的・社会的責任について、発達段階に応じてどのように教育していく方針かお聞かせください。

⑤由利本荘警察署や交通安全協会と連携し、小学生・中学生を通じた体系的な自転車安全教育を継続・充実させるお考えはあるのかお聞かせください。

中項目（４）自転車が安全に走行できるインフラ整備について。

改正道路交通法により自転車の車道走行が原則とされる中、本市の道路における自転車走行環境の整備状況はどのようなになっているのでしょうか。

農村部・中山間地域が広がる本市では、車道の路肩が狭く、大型車両との接触リスクが高い区間も多く存在します。本市の面積は約1,200平方キロメートルと広大であり、通学・通勤・農業従事者が自転車を利用する路線の多くは、自転車専用帯を持たない幹線道路です。

こうした実態を踏まえ、市民が安心して自転車を利用できる環境整備は、交通安全対策として重要な課題です。

そこで、以下の3点についてお伺いします。

①市道における自転車レーン・自転車通行帯の整備状況はどうか、また今後の整備計画はあるのかお聞かせください。

②市道の新設・改良工事の際に自転車走行環境を考慮した設計を行う方針はあるのか。また、国道・県道における自転車走行環境の改善について、秋田県・秋田河川国道事務所に対し、整備を働きかけるお考えはあるのかお聞かせください。

③由利本荘警察署・秋田県と連携し、自転車通行環境改善に向けた協議の場を設けるお考えはあるのかお聞かせください。

大項目2、資材高騰・供給危機による地域経済及び公共事業への影響について。

報道等によれば、2026年2月以降中東情勢の緊迫化を端緒に、ホルムズ海峡周辺の緊張が高まり、日本のナフサ輸入量が大幅に減少しています。

これにより、塗料・シンナー・断熱材・防水シート・塩ビ管等、建設資材が価格高騰にとどまらず、物理的に手に入らないという状況に陥っています。

各社のプレスリリースや業界団体通知によれば、エスケー化研はシンナーを30%から80%の値上げの上、出荷制限。日本ペイントは下塗り材の受注を完全停止、防水シート、いわゆるルーフィングは40%から50%の値上げがされ品薄で、着工ができない現場が全国で続出しております。

そこで、中項目3点について質問いたします。

中項目（1）ナフサ不足による建設資材・塗料等の供給危機への市の対応について。

令和8年度建設部予算を確認しますと、長坂橋・地下ノ沢橋・末坂橋の3橋について、鋼桁の塗り替えを含む補修工事が計上されています。事業費は1.6億円、国庫補助率は59.4%です。

鋼桁塗り替えは、シンナーと塗料なしには着工すら不可能な工事です。現在のナフサ不足が直撃する状況にあります。

また、ENEOS・出光興産・シェルなど大手潤滑油メーカーが全油種の出荷停止、大幅値上げを実施しており、本市が管理する除雪車両のエンジンオイル及びアドブルー、すなわち尿素水の調達も困難を極めています。

豪雪地帯である本市において、除雪体制の維持は、市民の生命・安全に直結する問題です。

以上を踏まえ、以下の2点についてお伺いします。

①長坂橋・地下ノ沢橋・末坂橋の鋼桁塗り替え工事について、現在のナフサ不足による塗料・シンナーの市場供給状況を踏まえ、予定どおり入札を実施できる見通しはある

のかお聞かせください。入札不調が生じた場合、具体的な対応策及び令和8年度中の工期内完了が困難となった場合の対応方針についてもお聞かせください。

②本市が管理・運用する除雪車両について、エンジンオイル及びアドブルーの現在の在庫量は何日分あるのか。また在庫が不足した場合、来冬の除雪体制に支障を来すと認識されているのか、その対応策を併せてお聞かせください。

中項目（2）市内中小企業・建設業者への緊急支援策について。

帝国データバンクの分析によれば、ナフサ由来の石化製品のサプライチェーンには、国内2次取引までで4万6,000社以上が存在し、全製造業の約3割が調達リスクに直面するとされています。

由利本荘市内においても、塗装業・建設業・農業資材販売業を営む中小事業者が受注停止、資材調達不能に直面している可能性が高い状況です。

また、令和8年度予算、住宅リフォーム資金助成事業予算2,000万円に対し、見込み件数が122件について、市の補助を受けた市民が工事を発注しても、業者が塗料・シーリング材・断熱材を調達できず、工事が完了しないという事態が今後現実化するおそれがあります。

さらに、農業用マルチ・ビニールハウス被覆材・農薬容器・育苗トレイなど、石油系農業資材の価格が軒並み30%から50%と高騰しており、稲作農家や施設園芸農家の経営を直撃しております。

中小企業庁は2026年4月、中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援策を発表していますが、市内事業者への周知・活用状況は不明です。

以上を踏まえ、以下の3点についてお伺いします。

①中小企業庁が発表した支援策について、市として市内事業者への周知文書を発出し、相談窓口を設置するお考えはあるか。あるとすれば、いつまでに行うのかお聞かせください。

②市内の塗装業、建設業、農業者を対象にナフサ不足による経営・生産への影響について緊急実態調査を実施するお考えはあるか。また結果を踏まえた支援金や融資優遇などの支援策を令和8年度の補正予算に盛り込むお考えはあるのかお聞かせください。

③住宅リフォーム資金助成事業について、補助を受けた市民が資材不足を理由に補助期限内に工事を完了できない事態が生じた場合、補助期限を延長するお考えはあるのかお聞かせください。

中項目（3）公共工事における資材調達困難への対応と契約変更の方針について。

今回のナフサショックは、過去のウッドショック・ウクライナ危機を超える規模と指摘されています。

先ほどもお伝えした鋼桁塗り替え工事は、塗料・シンナーなしには1工程も進みません。資材調達が不能のまま工事を強行することはできず、工期内完了が物理的に困難となる事態も想定されます。こうした場合、受注業者は契約上の義務を果たせないまま損害を負うことになりかねません。

このような供給停止・価格高騰という状況に対応するため、政府は2026年4月、公共工事について、価格交渉に応じる旨を各自治体に通達しており、契約金額・設計単価・工期のいずれについても、現実に即した見直しが求められる局面となっております。

公共工事標準請負契約約款には、資材価格が一定割合を超えて変動した場合に請負代金を調整できるスライド条項が定められています。本市の公共工事契約において、この条項がどのように運用されるかを明確にする必要があります。

以上を踏まえ、以下の2点についてお伺いします。

①ナフサショックを起因とする資材調達不能、大幅値上げに対し、工期の柔軟な延長・見直しに応じるとともに本市の公共工事契約におけるスライド条項を発動し、請負代金を増額するお考えはあるのかお聞かせください。発動する場合の判断基準も併せてお聞かせください。

②鋼桁塗り替え工事をはじめ、今後発注予定の塗装・防水関連工事について、現在の市場実勢価格、すなわち、シンナー30%から80%の値上げ、ルーフィングの40%から50%の値上げ水準を反映した設計単価への見直し等を直ちに行うお考えはあるのか。また見直しを行わない場合、入札不調が連続した際の対応策を具体的にお聞かせください。

以上、大項目2点について質問しました。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

【1番（橋島達也議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、橋島達也議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、自転車の安全利用に向けた走行環境の整備と教育の充実についての（1）自転車走行可能な歩道の実態把握と情報公開についてにお答えいたします。

道路交通法において、自転車は車道を通行することが原則とされており、歩道通行は例外的な扱いとされております。

自転車が歩道を通行できるのは、道路標識・道路標示で歩道を通行することができるのとされる時。13歳未満の方、もしくは70歳以上の方、または一定の身体障害を有する方が運転するとき。車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときとされております。

このように車道通行が原則で、歩道通行はあくまでも例外であるということに加え、歩道通行の可否は運転者の属性やその時々状況によって変動すること、さらに歩道通行できる標識や標示の設置及び管理は公安委員会の所管事項であることから、市がどの歩道が走行可能かを一律かつ確定的に明示することは困難であると考えております。

また、市道・県道・国道など道路区分にかかわらず、自転車通行可能な歩道の箇所・区間・延長について、現時点で体系的に把握しておらず、データとして整理することも難しいものと考えております。

次に、市内自転車走行可能歩道マップの作成・公開についてであります。先ほど申し上げましたとおり、自転車は原則として車道走行であり、歩道通行は例外という法の取扱いになっております。

このため、市が独自にマップを作成し、歩道を走行可能な箇所を指し示すことや通行の合法性を保証することは、正確性や責任の観点からも課題があると認識しており、現時点において、市が独自に自転車走行可能歩道マップを作成・公開することは慎重に考えるべきものと判断しております。

一方で、市民の安全確保と交通ルールの理解促進は極めて重要であることから、自転車で歩道を通行する際のルールについて、広報等を通して、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

次に、（２）市民への周知・啓発と自転車安全教育の充実についてにお答えいたします。

自転車の交通違反に対する、いわゆる青切符制度につきましては、この４月１日から導入されており、導入から１か月間で交付件数は全国で2,000件を超えております。

県内では４月の交付はなかったものの、橋島議員御質問のとおり、５月に入り秋田市において県内で初めて青切符が交付されており、自転車の安全走行の確保については、市でも重要な課題と捉えております。

本市での青切符制度の内容に関する周知・啓発についてであります。自転車への交通反則通告制度導入に合わせ、本年４月上旬に自転車の正しい乗り方に関するチラシを作成し、市内の小・中・高等学校の全ての児童生徒、27校5,811名へ配付し、保護者も含めた周知にも努めているところであります。

次に、老人クラブ・自治会等と連携した高齢者を含む市民全般への啓発活動についてであります。市では、まちづくり宅配講座の中に「高齢者と子どものための交通安全」のメニューを設け、交通ルールや罰則の概要を含めた啓発活動を行っており、制度改正に合わせ、自転車の安全利用に重きを置いた内容としたところであります。

引き続き、由利本荘警察署や交通安全協会など関連機関と連携を図りながら、市民の皆様に対して効果的な啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

最後に、市ホームページ・広報・ＳＮＳ等を活用した情報発信の強化についてであります。このたびの道路交通法改正に合わせ、市ホームページに、自転車の安全利用及び交通反則通告制度について掲載するとともに、さきに述べたチラシ配付等と合わせ、情報発信の強化に取り組んでいるところであります。

市といたしましては、今後とも、広報ゆりほんじょう・市公式ＳＮＳの活用や、交通安全市民大会、また各種イベントの機会を捉え、多様な媒体による情報発信を行い、市民の皆様の理解促進と意識の向上に努めるなど、制度を知らなかったことによる違反を防ぐ取組を実施してまいります。

次に、（３）中学生・高校生への指導と法的責任の教育及び実践的自転車教室の実施については、教育長からお答えいたします。

次に、（４）自転車が安全に走行できるインフラ整備についてにお答えいたします。

自転車は、環境負荷の低減や健康増進の観点から有効な移動手段であり、市民の皆様が安全かつ安心して利用できる道路環境を確保することは大変重要であると認識しております。

これまでも石脇地区における自転車歩行者専用道路や市道防災公園線における歩道内の自転車通行帯の整備など、安全な通行環境の確保に努めてきたところであります。

市では、令和６年３月に由利本荘市自転車活用推進計画を策定し、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することとしており、自転車ネットワークの構築を目指し、車道と併走する自転車通行帯などを設ける方針を示しております。

現時点では、自転車だけが通行可能な道路や、既存の道路に専用の自転車通行帯を整

備する具体的な予定はございませんが、現在実施している道路改良事業においては、道路構造令に基づき、歩行者及び自転車の通行に配慮した幅員の確保を図っているところであり、例えば、本年4月に供用開始した市道薬師堂25号線については、公安委員会において、歩道内の自転車通行を可能とする方向で検討していると伺っております。

また、国道及び県道につきましては、利用実態や道路の用途に応じ、自転車が安全に通行できる環境の確保について、それぞれの道路管理者に対し、働きかけを行っているところであります。

関係機関との協議の場につきましては、市が毎年、交通安全環境に関する総合的な施策の実施を推進するため、国や県の道路管理部局、由利本荘警察署、市職員などによる由利本荘市交通安全対策会議を開催し、こうした場を活用するなど、自転車通行に関する情報交換を行っております。

市といたしましては、交通安全上の観点から危険箇所や優先的に整備すべき箇所の把握に努め、引き続き、市民が安心して自転車を利用できる環境の確保に取り組んでまいります。

次に、2、資材高騰・供給危機による地域経済及び公共事業への影響についての（1）ナフサ不足による建設資材・塗料等の供給危機への市の対応についてにお答えいたします。

アメリカによるイランへの軍事侵攻により、ホルムズ海峡周辺の緊張が高まり、海上輸送に混乱が生じるなど、国際的な問題となっており、その影響は原油由来製品である塗料や管類等の建設資材にも及び、調達価格の高騰が見られるほか、供給面への影響が懸念されております。

市内の業界団体からも不安な声が寄せられており、市が発注する公共工事にも少なからず影響が及ぶ可能性があることと認識していることから、状況を注視しながら、場合によっては、工期や発注時期の見直しなど、適切な対応に努めていかなければならないと考えているところであります。

今年度予定している長坂橋など、市道橋の鋼桁を塗り替える工事につきましては、塗料の確保が施工に不可欠であることから、状況を注視しているところでありますが、現時点において、国や県から資材の供給不足に関する具体的な対応などの通知は発出されていないため、予定どおり、入札を実施することとしております。

仮に、資材の供給不足が原因で入札不調が生じた場合には、発注時期の検討に加え、指名替えや入札参加資格の見直しを行うなど、市の要綱などに基づき、適切に手続を進めてまいります。

また、契約後、塗料などの資材の供給状況によっては工程に影響が生じる可能性もあることから、その場合には、受注者と協議の上、契約工期の延長を検討するとともに、令和8年度内の完成が困難と見込まれる場合には、翌年度へ事業を繰越しして実施するなど、柔軟に対応してまいります。

次に、市が管理・運用する除雪車両のエンジンオイルについては、除雪作業前の車検整備及び12か月定期点検時に交換作業を業者に委託しているほか、アドブルーについては、保管状態によっては品質劣化のスピードが早いという性質上、随時補充対応としていることから、いずれについても、市の在庫は持ち合わせていない現状であります。

仮に、エンジンオイルやアドブルーが不足した場合には、今年度の除雪体制に支障を来す可能性があります。令和3年から4年にかけてアドブルーの主原料となる尿素水が不足となった際には、国や県の調整の下、アドブルーを購入した経緯もあることから、今後も国や県をはじめとする関係機関と密接な情報交換を行いながら、連携を図るとともに市場等の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

次に、（２）市内中小企業・建設業者への緊急支援策についてにお答えいたします。

近年、ウクライナ情勢に端を発した国際的な資材価格の高騰に加え、アメリカによるイラン侵攻の影響により、資材価格等のさらなる上昇や、原油及び石油関連製品の供給不足が生じており、市民生活にも様々な影響が及んでおります。

市では、こうした状況を踏まえ、市民や事業者を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、生活応援券の発行やキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施しているほか、県との協調により、運送事業者や酒造事業者、畜産事業者等に対する支援を講じてきたところであります。

また、市と市議会との合同要望において、国及び県に対し、ここ数年にわたり、農家に対する農業用生産資材等高騰対策支援を要望しており、今年度も継続して要望することとしております。

中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援策につきましては、中小企業庁から各業界団体に対し、支援策の周知や価格転嫁の円滑化に関する要請文が発出され、業界団体等による状況調査が行われているほか、県中小企業団体中央会や市商工会等に相談窓口が設置され、対応されていることから、市に相談があった際には、そうした相談窓口に確実につないでまいりたいと考えております。

併せて、利子補給等の金融支援を通して、中小企業の経営安定を図る中小企業融資あっせん事業につきましても、引き続き周知に努め、必要とする事業者に着実に活用していただけるよう取り組んでまいります。

また、住宅リフォーム資金助成事業につきましては、5月末時点で40件の交付申請を受理しておりますが、これまで資材不足などにより年度内に工事が完了できないなどの相談はありません。

現行の要綱では、年度内に工事が完了することを助成の条件としておりますが、資材不足などを背景とした事情により、年度内に工事が完了しないと見込まれる状況になった場合には、申請者が不利益を被ることのないよう、柔軟に対応してまいります。

いずれにいたしましても、国際紛争に端を発する石油や関連製品の供給不安につきましては、紛争の早期収束により、世界経済と国際情勢が安定し、価格や供給が大きく左右されることのない状況となることを期待しておりますが、市といたしましても、引き続き市民生活や地域経済の様々な影響について注視してまいります。

次に、（３）公共工事における資材調達困難への対応と契約変更の方針についてにお答えいたします。

アメリカのイラン侵攻などもあって、資材価格の高騰や原油由来の製品の供給不足など、国際経済の情勢変化は、本市が発注する公共工事にも影響を及ぼしており、請負代金額の増加や工程の遅延が懸念されております。

従来より市が発注する公共工事については、県から通知される実施単価表に基づいた

積算を行っておりますが、当該単価は、市況状況を反映した単価に毎月改定されております。

また、工事の予定価格については、設計図書の閲覧開始月の単価を採用しているため、発注時点の市場価格動向を一定程度反映したものとなっておりますが、資材価格の高騰等により、契約時点の請負代金額が実態にそぐわない状況となった場合には、契約事項第25条賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更、いわゆるスライド条項に基づき、対応することとされており、また、同条項におきましては、賃金水準や物価水準の変動、または主要資材の価格が著しく変動した場合に、発注者、受注者双方より、相手方に請負代金額の変更を請求できることとされております。

橋島議員御質問のスライド条項の運用と判断基準につきましては、資材の価格に著しい変動が生じた場合は、単品スライドが適用となりますが、対象工事としては、請求日から残工期が2か月以上あって、資材ごとに請負代金額の1%以上変動するものとされており、受注者からその基準に合致した請求があった場合には、資材価格高騰分を請負代金額へ反映できるよう対処してまいります。

加えて、資材価格の急激な変動などの影響により、入札不調となった場合には、指名替えや入札参加資格の見直しを行うなど、入札不調を解消するための手続を適切に進めてまいります。

市といたしましては、資材価格の高騰や供給状況の変化を的確に把握し、入札手続の適正な運用と契約事項に基づいた対応により、円滑な公共工事の執行に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 土倉教育長。

【土倉新也教育長 登壇】

○教育長（土倉新也） それでは、橋島達也議員の教育委員会関係の御質問、1、自転車の安全利用に向けた走行環境の整備と教育の充実についての（3）中学生・高校生への指導と法的責任の教育及び実践的自転車教室の実施についてにお答えいたします。

市内各小中学校では、児童生徒の発達の段階や学校、地域の実態に応じて毎年、年度初めに学年や全校単位で交通安全指導を行っているほか、連休前や長期休み前などに、交通ルールの遵守や事故防止について、繰り返し指導しているところであります。

小学校においては、全校児童を対象とした交通安全教室と、主に3年生を対象とした自転車教室を実施し、警察署や交通安全協会、PTA等の協力を得ながら、基本的な交通ルールや安全な乗り方について指導しております。

中学校においては、生徒の安全意識の向上や交通社会の一員としての自覚を高めるため、授業や全校集会等でヘルメットの着用や法改正を含めた交通ルールについての指導を行っているほか、地域の実態に応じて自転車教室を実施しております。

さらに、自転車の法改正に対応するため、7月に市内全ての小中学校の生徒指導担当者を対象とする研修会において、16歳になると青切符の対象となること、罰則が厳罰化されたことなどを踏まえた交通安全に関する内容について、警察署員から講話をいただく方向で検討しております。

加えて、今月開催される本荘由利地区の小・中・高等学校の校長と生徒指導担当者が

一堂に会する協議会において、各校の自転車の交通ルールの遵守状況について情報共有することとしており、小・中・高の連続性を意識した継続的な指導・啓発の充実につなげてまいります。

教育委員会といたしましては、生徒が高校進学後においても交通ルールを遵守し、自転車を安全に利用できるよう、各校における自転車教室や交通安全教育の充実を図りながら、児童生徒の交通安全意識の向上に努めてまいります。

私からは、以上であります。

○議長（佐藤健司） 1 番橋島達也さん、再質問ありませんか。

○1 番（橋島達也） 湊市長、土倉教育長、大変前向きな御答弁ありがとうございました。ほとんど再質問はないんですが、何点か確認させてください。

大項目 1、自転車の安全利用に向けた走行環境の整備と教育の充実について、中項目（2）市民への周知・啓発と自転車安全教育の充実についてです。

SNS・ホームページ等で情報発信を強化していくと湊市長から御答弁いただきました。こちらは、市のホームページに青切符の対応の特設ページ等を作成するということでしょうか。そこを確認させてください。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問ですが、特設ページというところまでは考えていませんが、必要であれば少し考えたいと思います。そこまではあれですけど、いずれ、いろんな啓発だとか、今、この法改正等々についても、しっかり周知するため、ホームページやSNSではしっかり情報は出していきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤健司） 1 番橋島達也さん。

○1 番（橋島達也） 湊市長、ありがとうございます。先ほどの御答弁の際にSNS・ホームページ等の発信を強化していくというかなり前向きな御答弁いただいたので、そういう特設ページ等を作っていただけるのかなと思って、今再質問させていただきました。場合によっては、そういうことも検討していただけるということで、大変ありがたいです。ありがとうございます。

ほかには、土倉教育長からも大変前向きな御答弁いただきまして、私的には、中学生から高校生に上がった瞬間に反則金の対象となるという事例がどうしても、このままいくとうまくないよなというふうに思っていますので、これから小・中・高、各学校の校長先生等集まって、こういった交通安全教室の内容を、法改正に改めてはめていただけるということで大変安心しております。

1 点、再質問させてください。

大項目 2 の中項目（2）の……。すみません、ここの再質問はありませんでした。ごめんなさい。ちょっとメモをミスりました。

私の再質問は以上で終わりたいと思います。すみません。前向きな御答弁ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、1 番橋島達也さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後 2 時まで休憩いたします。

午後 1 時 4 8 分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

4番佐々木司さんの発言を許します。4番佐々木司さん。

【4番（佐々木司議員）登壇】

○4番（佐々木司） 議長より発言のお許しをいただきました会派高志会の新人議員、佐々木司です。

私は、山間地域の活性化の視点からの山活と生活と終活の3つの「かつ」を切り口に、人口減少下でも持続可能な政策を基本とする、ゆりほん未来プランを参考に、その充実に努めたいと考えます。

今回の質問のテーマとしては、山活と生活、生活はごみ処理の2つを取り上げました。初めての一般質問に臨みますので御答弁をお願いします。

大項目1、山活と農村RMOについて、中項目（1）農村RMOと本市の動きについてお伺いいたします。

農林水産省は、集落の下支えを図る新たな枠組みとして、農村RMO農村型地域運営組織を全国に広めています。農村RMOとは、高齢化、人口減少が深刻な農村地域で、複数の集落が集まり、農地保全、農業経済活動、生活支援、買物、見守りなどを一体的に行う組織で、農水省が推進し、地域住民が主体となって持続可能な村づくりを目指すものです。

農水省のホームページ資料によると、全国20の府県がバックアップ体制を整え、令和7年11月時点で全国95の地区が農村RMO形成推進事業を実施しています。秋田県内では3地区が農村RMO形成推進事業を実施しています。

そうした中で、私は、令和6年から実施している山本郡三種町の農村RMO下岩川地域づくり協議会の取組に注目しています。これは山からの収益を生かした地域振興の実績を持つ財産区と連携しながら次の世代へと引き継ぐ体制づくりの取組です。

さて、本市の公式ウェブサイトには、16地区の地域計画内容が公開されています。それによると、各地域の農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標を達成するための措置、目標の地図が毎年ブラッシュアップされています。

そこで市長に伺います。市内16地区、本荘地区、南内越地区、子吉地区、北内越地区、矢島地区、東由利地区、小友地区、石沢地区、松ヶ崎地区、由利地区、岩城地区、岩谷地区、下川大内地区、上川大内地区、西目地区、鳥海地区のうち、農村RMO設立準備を進めている地区の動向について伺います。

次に、中項目（2）市と財産区との連携についてお伺いいたします。

由利本荘市にある財産区は、石脇財産区、子吉財産区、石沢財産区、小友財産区、北内越財産区、松ヶ崎財産区、大内北内越財産区の7つです。全国には現在約4,000の財産区があるということです。

財産区とは、財産や公の施設を持つ特別地方公共団体、法人であり、市町村内の一部の地域が山林やため池、原野といった特定の財産を保有する場合に、その管理を目的として設けられます。財産区を持つ地域住民には様々な恩恵があり、この地域への定住人口促進が期待できるのではないかと考えています。

農村RMOのイメージと財産区のイメージが近いことから、山の地域資源化を進めるには、財産区のような仕組みづくりに取り組むことが大事であり、山活につながるのではないかと思います。

三種町の農村RMO下岩川地域づくり協議会では、共有林、個人から認可地縁団体、法人への変更を進め、登記費用は財産区の収益から捻出するようです。

そこで伺います。これまで市と財産区との連携によるまちづくりにおいては、それぞれの視点で、環境の整備等、地域の課題への対応が進められてきたと思いますが、財産区との連携事例等について伺います。

次に、中項目（３）山林を地域資源とするための権利関係整備についてお伺いいたします。

農村RMOの立ち上げの３年間は、事業規模等に応じて毎年1,000万円もの補助金があるようですが、４年目以降の運営資金を考えなければなりません。農村RMOの立ち上げ準備段階において、地域の山の活用が急務と考えます。

財産区を持っていない地区等は、認可地縁団体を設立し、山林の登記名義人を法人に移転する取組が必要と考えます。共有林のままでは、個々の持分があり、全員の合意がなければ事業を実施できないことや、地域外に相続人がいるなどの問題が残ります。地区等の山林を認可地縁団体が所有し、大事な地域資源として次世代へと引き継がれていくことが農村RMOの基本的な考え方だと思います。

山林の権利関係を個人から認可地縁団体にすることは、公共の利益になるように思います。登記費用などを財産区、分収林の収益から捻出できるかもしれませんが、調査等の事務もあります。

山林を地域資源とするために権利関係等の整備を進める登記費用や人的支援について、市の考えを伺います。

次に、中項目（４）固定資産税の共有者分割納付についてお伺いいたします。

毎年５月に固定資産税納税通知書が届き、共有地の場合は代表者に届きます。山林の共有地では、代々受け継ぐごとに権利が複雑化し、全ての所有者の連絡先を把握することが困難になっており、山林資源の活用を進めるには所有者を明確にすることから始まると考えます。

そこで、他の自治体のように、共有者分割納付も選択できるようにできないものかお伺いいたします。

次に、中項目（５）農村RMOサポート体制についてお伺いいたします。

本庁・総合支所の機能見直しなどの機構改革がこの４月からスタートしています。地域出身の再任用職員などの複数配置による、顔の見える、心理的に近い、親しみやすい総合支所体制づくりと現場主義に力を入れる考えと受け止めているところです。

また、出張所の在り方を今後の検討課題としており、出張所の役割についての考えも様々あると思います。

中項目（１）で市内16地区の地域計画が公表されていることに触れましたが、地域計画の本質は策定作業、地域での話し合いを通じて、地域の人たちが地域の将来を考える機運をつくり出すこと。そして具体的な行動を起こすことにあります。

市内16地区、それぞれの地区ごとに現時点での地域計画の住民説明が必要と考えま

す。そうした中で危機感を共有し、話し合いを進めるためには、地区内の拠点整備が必要になります。この拠点は、総合支所や地区公民館や地区出張所となるのではないのでしょうか。

農村RMOについては、地域リーダーは必須とあり、サブリーダーの確保も重要とあります。

市内16地区の地域計画の先に農村RMOがあり、活動拠点としては総合支所と出張所と地区公民館があります。さらに活動を支える地域出身の再任用職員などが配置されています。

今こそ農村RMO立ち上げに向けての市のサポート体制を整え、行動すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、大項目2、ごみ処理について、中項目（1）ごみ処理広域化・集約化への対応等について伺います。

環境省は、平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」という通知を発出し、ごみ処理の広域化を進める方針を明らかにしました。これを受け、秋田県では、持続可能な適正処理の確保や気候変動対策の推進等を基本方針とした秋田県ごみ処理広域化・集約化計画を令和3年9月に策定しています。秋田県の計画策定1年前の令和2年から由利本荘市単独での新ごみ処理施設整備事業が始まり、敷地造成工事、アクセス道路工事が完成となりました。

この進捗段階で、市単独から広域化の方向となり、令和7年度に秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会への参加が決定しました。人口減少・少子高齢化が進み、ごみ処理を取り巻く状況が変化しており、私も妥当な判断だと考えます。

4月3日に秋田市総合環境センターを視察してまいりました。新しい処理方式のガス化溶融炉は、これまでのごみ焼却施設の概念を一変するものでありました。この施設は、最新の技術を導入し、多様なごみを受け入れ、資源化し、さらにごみを処理したときの熱エネルギーで発電しています。周辺地域の環境保全と公害防止にも万全の対策を講じています。今や、このような最新施設でなければ家庭ごみを処理することができないことが分かりましたので、本市ごみ減量化等推進委員会の皆様にも見学していただきたいと思います。

ごみ処理広域化・集約化は国・県も推進しています。広域ブロック参加により10年以内に新しい焼却施設が稼働し広域処理が始まりますので、整備を計画していますリサイクル施設等についても広域化するべきと考えます。今後の進め方について市長のお考えを伺います。

また、ごみ収集袋の取扱いも将来広域ブロックで統一されると思います。そこで広域ブロック参加によるメリットとして、新ごみ袋の購入価格の値下げなどの対策を視野に入れるべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、中項目（2）処理施設の集約化に伴う中継施設の設置について伺います。

由利本荘市内には、2か所のごみ焼却施設がありましたが、矢島鳥海サテライトセンターは焼却設備を廃止し、持ち込みごみをコンテナで受け、コンテナで本荘清掃センターへ運搬し焼却処理しています。また、持ち込まれた段ボール等の資源ごみはリサイ

クル施設で回収しています。矢島鳥海のごみステーションから回収したごみは、中継なしでそのまま本荘清掃センターへ運搬し処理しています。

秋田市総合環境センターの溶融炉は、毎年10月に設備点検のため1週間近く停止します。停止期間中は、溶融炉のごみピットが満杯になり、隣接の旧焼却施設のごみピットで一時的に受け入れ、溶融炉が再稼働してから計画的に一時保管のごみを溶融炉に運搬移動し処理しています。秋田市では、溶融炉停止期間中のごみを受け入れる目的のために旧施設のクレーン設備等の整備点検を実施しているようです。

そこで、現在使用している由利本荘市の焼却施設のごみピットを引き続き中継施設として活用することができないか伺いたいします。

最後に、中項目（3）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について伺いたいします。

令和2年度から令和11年度までの10年間の基本計画に盛り込まれた新しい最終処分場の整備と焼却施設の整備については実施しないとの説明がありました。

基本計画の最終処分に関する施策の項目において、新しい施設の整備完了までの期間は、現在の施設において最終処分を行うものとするあり、民間施設を活用していく内容を基本計画に加えなければならないと思います。

計画の途中で変更事項が生じていますので、基本計画の改定、修正が必要ではないでしょうか。改定を予定しているのであれば、もう一つ考えていただきたいのは、再生利用率、集団回収量の実績値が計上されていないことです。中学校や福祉施設で集めたアルミ缶、大手食品売場前の資源回収ボックスなどの回収量は集団回収量に計上できるのではないのでしょうか。この数値を加えると目標値に近づくし、ごみ減量化施策のアピールになると思います。これからは、行政回収以外に、集団回収や拠点回収に取り組んでいかなければならないと思います。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の今後の改定方針について市長に伺います。

以上をもちまして、私の一般質問といたします。御答弁よろしくお願い致します。

【4番（佐々木司議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐々木司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、山活と農村RMOについての（1）農村RMOと本市の動きについてにお答えいたします。

農村RMOにつきましては、人口減少や高齢化が進行する農村地域において、地域住民が主体となり、農地保全や農業生産活動に加え、買物支援や見守りなどの生活支援を一体的に行うことで、持続可能な地域づくりを進めようとする取組であり、国では令和4年度から農村RMO形成推進事業を創設し、推進してきております。

中山間地域を多く抱える本市におきましても、地域行事や共同活動の継続、さらには買物や移動手段の確保など、地域の日常生活を支える機能の維持が重要な課題となっているほか、人口減少や高齢化がさらに進行する中では、単独の集落だけで地域機能を維持していくことは難しくなると想定されることから、農村RMOを設立し、複数の集落が広域的に支え合いながら地域を守る仕組みづくりは、有効な手法の一つであると認識しております。

御質問のありました地域計画につきましては、地域の農地を将来にわたり、誰が利用し、どのように守っていくのかという視点の下、各地域において、担い手農家を中心に話し合いを重ね、令和6年度末までに16地区の計画を策定したところであります。

農村RMOの設立に当たっては、地域計画エリアに即した集落単位が理想的ではあるものの、現時点で具体的な設立準備を進めている地区はございませんが、地域資源の活用や近隣集落との共同活動といった地域の活性化につながるような取組に向けた相談も数件寄せられていることから、今後の地域の話合いにおいては、農地の保全や担い手の確保といった課題に加え、地域住民が安心して暮らし続けることができる地域コミュニティの維持という視点を持ちながら、地域が主体となって協議を進めていくことが重要であると考えており、市といたしましては、引き続き国や県の動向を注視するとともに、先進事例なども参考にしながら、農村RMOという手法が各地域の実情に応じてどのように活用できるのか、地域の皆様との話し合いを重ねながら、その必要性や可能性について研究してまいります。

次に、（２）市と財産区との連携についてにお答えいたします。

本市には7つの財産区がありますが、地方自治法に定めるところにより、その権能は、財産の管理及び処分、または、廃止に限定されているほか、財産処分や廃止に当たっては、地域住民の福祉増進に資するよう努めることとされております。

これまでも各財産区においては、法の趣旨にのっとり適切に財産の管理等を行っておりますが、中には、地域活動への支援や住民福祉の向上につながる施設整備への支援などに取り組んでいる財産区もあります。

議員御指摘の三種町の事例におきましては、農村RMOの活動エリアと財産区の範囲が一致し、対象住民も共通するという下地があり、そうした共通基盤を基に、両者が活動内容や財源負担について適切な役割分担が成り立っているという、極めて恵まれた状況にあり、一つの理想的な姿であると捉えております。

このように、農村RMOと財産区が連携することにより、行政や他の支援に依存することなく、地域自らが自主財源を確保しつつ、山林をはじめとする豊かな地域資源の持続可能性を確保しながら、管理・活用していく仕組みを構築すべきという議員の提案は、山活につながる取組として大変意義あるものと認識しております。

本市といたしましては、各地域が持つ多様な資源や自発的なコミュニティの力を生かし、山林の価値を高める山活の視点を中核に据え、財源確保を図りつつ、持続可能な活動を展開しようとする市民の主体的な取組に対し、しっかりと後押ししてまいります。

次に、（３）山林を地域資源とするための権利関係整備についてにお答えいたします。

議員御提案の農村RMOの設立に当たっては、住民自らが、農地保全、地域資源の活用、生活支援という3つの分野の活動を一体的に担う実効性のある組織づくりが求められるほか、将来にわたって活動を持続的に展開していくためには、活動を支える財源の確保策などに関する合意形成が不可欠なものとなっております。

こうした課題について、地域での主体的な話し合いを通して、解決の方向性を定め、持続可能な集落を目指しつつ、地域の財産である山林等の資源を有効に活用していこうと

いう前向きな機運が盛り上がっている地域や合意形成がなされた地域に対しては、議員提唱の山活につながる取組として、市としてもしっかりとサポートしていく必要があると考えるところであります。

所有者の点在や所有権・権利関係の複雑化といった課題につきましては、実質的には、町内会等の地縁団体が森林などの不動産を所有しているにもかかわらず、構成員またはかつての構成員であった者が登記名義人となっている場合に認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することが解決策の一つと考えられます。

この制度は、認可地縁団体が所有する不動産の登記名義人やその相続人が不明である場合においても、一定の手続を経ることで、所有権の移転登記ができる制度であり、山林等の権利関係の整理に資するものとなっておりますので、市に御相談いただければと思います。

市といたしましては、農村RMOの設立により、住民自らが、農地保全、地域資源の活用、生活支援といった3つの分野の活動を一体的に担い、地域の目指す姿の実現に向けて活動する組織に対して、関係部局が連携し、必要な支援を行ってまいります。

次に、（４）固定資産税の共有者分割納付についてにお答えいたします。

固定資産税につきましては、その所有者が負担することとされており、当該固定資産が共有である場合にあっては、地方税法の規定により、共有者一人一人が連帯して納税義務を負うこととされております。

また、納税に当たっては、共有者全員で協議し納税の代表者1人を定め、市に通知することとされており、市では、その代表者宛てに総額の納税通知書及び納付書を送付させていただいております。そのため、法令上、共有者一人一人に対して、持分ごとに納付書を発行することはできない仕組みとなっております。

いわゆる持分ごとの分割納付に関しましては、全国的にも例は多くありませんが、代表者からの申請や共有者全員の同意に基づき、それぞれの持分に応じた税額を算出した納付書を便宜上、各共有者に送付している事例があることを承知しております。

しかしながら、この取扱いにつきましては、地方税法上の問題があるほか、連帯納税義務が免除されるものではなく、また一部に未納が生じた際のほかの共有者への請求など、実務上の課題も指摘されており、本市で行うことは考えておりません。

議員御指摘のとおり、山林をはじめとする共有地におきまして、世代交代に伴う相続登記未了などにより権利関係が複雑化し、全ての所有者の連絡先を把握することが困難となっている事例があることは、市といたしましても十分認識しております。

こうした状況は適切な土地管理を妨げるだけでなく、社会問題化している所有者不明土地問題や、ひいては山林資源の有効活用、農村RMOによる地域活性化の足かせにもなり得ると捉えております。

市といたしましては、山林資源の活用や適切な土地管理の前提となる所有者の明確化に向けて、法務局などと連携するとともに、令和6年度に施行された相続登記の義務化による登記申請が適切に履行されるよう、独自に相続権者を調査し届出を促す取組を継続してまいります。

次に、（５）農村RMOサポート体制についてにお答えいたします。

地域計画につきましては、各地区において、地域農業の将来像や農地利用の在り方、

さらには将来的な農地の担い手を地域での話し合いを通して明確化したものであり、一方、農村RMOは、地域課題の解決や生活支援、地域資源の活用などについて、地域が主体となって取り組む地域運営組織であり、地域計画と農村RMOが直接結びつくものではありませんが、いずれも地域の将来を考えていくという点では共通するものがあり、農業分野に限らず地域コミュニティの維持にもつながる重要な取組であると考えております。

農村RMOは、地域が主体的・自主的に取組を行うものではありませんが、その過程では、地域内の合意形成を図るリーダーが必要となるほか、地域内外の調整を行うコーディネーターなど、多様な人材の確保が求められることから、行政による伴走支援や関係機関との連携が不可欠なものと認識しております。

県においても、今年度から、市町村や中間支援組織で構成する農村RMO支援チームを設置し、農村RMOの設立を推進する予定であると伺っており、市といたしましても、県の支援策を活用しながら、地域の目指す姿の実現に向けて一步でも近づけていけるよう、多方面にわたり関係部局を挙げて支援してまいります。

また、市では、本年度、本庁・総合支所の業務集約をはじめ、限られた人的資源の中で、より効果的かつ持続可能な行政運営を目指して機構改革を行ったところであります。

農村RMOの活動拠点として、総合支所などを明確に位置づけることは難しい面もありますが、地域全体の活性化を図るため、実情を丁寧に把握しながら、相談・支援体制の充実に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、まずは地域の機運醸成や主体的な話し合いが重要であることから、国・県の制度も活用しながら、地域の実情に応じた取組に対して、きめ細かく支援してまいります。

次に、2、ごみ処理についての（1）ごみ処理広域化・集約化への対応等についてにお答えいたします。

市では、昨年度、安定的で持続可能な今後のごみ処理体制の実現に向け、焼却施設とリサイクル施設それぞれについて、あらゆる可能性について、調査・比較検討を実施してきたところであります。

その中で、広域化によるごみ処理体制について、本市に隣接する5つのブロックを想定し、それぞれと共同処理を行った場合について検討した結果、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロックが進める焼却施設のみがスケジュール及び経済性の両面において最も適しており、かつ唯一現実的な選択肢であるとの結論に至ったものであります。

一方で、同ブロックではリサイクル施設の広域化は予定していないことや、その他の4ブロックにおいても、施設整備の時期に差異があり、現在の本市リサイクル施設の状況では、それまで施設を維持するのは困難であること、さらには、ごみ排出量が少ないため、本市と広域化しても経済性などの面から十分な効果が得られない可能性があることから、広域化は現実的ではないと判断したところであり、これらを踏まえ、市といたしましては、可燃ごみの処理については広域処理に参加し、リサイクル施設については単独で整備することとしたところであり、併せて、ブロック参加の条件となっている中

継施設についても単独で整備するものであります。

次に、広域参加による、ごみ収集袋の取扱いについてであります。このたびの広域化によるごみ処理については、新しい焼却施設に係る建設と維持管理について共同で事業を実施するものであり、ごみの収集運搬については、各自治体において実施することとしており、広域ブロックによるごみ袋の統一は予定されておられません。

したがって、本市で今年8月から予定しているごみ袋購入価格の見直しについては、広域ブロックへの参加とは関連しないものであります。

いずれにいたしましても、令和6年度に事業着手を4年程度延期することを決定した後も、建設資材や人件費の高騰が継続する状況であったことから、安定的かつ持続可能なごみ処理の実現に向け、あらゆる可能性について調査・比較検討を行い、焼却ごみ処理の広域参加の方向性を定めたことにより、事業費の抑制と安定したごみ処理体制の確立に見通しが立ったものであります。

今後とも、将来世代にわたり、持続可能で効率的なごみ処理環境の構築に努めてまいります。

次に、（２）処理施設の集約化に伴う中継施設の設置についてにお答えいたします。

可燃ごみの取扱いについては、秋田中央地域ごみ処理広域化協議会が行う焼却ごみ処理の広域化により、新たな焼却施設が秋田市に整備される予定となっておりますが、市内各地から収集されたごみ袋を秋田市まで個別に運搬することは、効率性の観点や秋田市内における渋滞対策の面から課題があります。

そのため中継施設の整備が求められており、同施設でごみを圧縮した上で、効率的に運搬する計画としております。

現在使用している本荘清掃センターを引き続き中継施設として活用する御提案につきましては、老朽化した施設をさらに長期間使用することを想定した改造工事には、かなり複雑な構造計算が必要となり、相当の調査費や工事費が想定されることに加え、崩壊などのリスクも排除し切れないことから、施設の利用者はもとより、従事する作業員の安全面のリスクが懸念されるものであります。

また、現在の焼却施設では、地下ピットにごみを落下させる構造であるため、そのごみを圧縮し運搬するためには、新たな設備が必要であることなどの課題もあります。

加えて、仮に中継施設として活用するとした場合、施設や設備を大規模に改修する必要があり、その工事に相当の期間を要することが見込まれますが、広域処理開始直前まで焼却ごみを処理し続ける必要があり、さらに、広域処理開始後には速やかに中継施設としての運用を開始しなければならないといった、スケジュール面での制約もあります。

これらの要素を総合的に勘案し、現在の焼却施設を中継施設として活用することは、現実的な選択肢とはなり得ないものと判断したところであります。

次に、（３）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画についてにお答えいたします。

市では廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化と適正な処理を推進するため、令和2年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しております。

本計画では、策定から10年間のごみ排出量の数値目標や施設整備方針、具体的なりサ

イクル施策など、ごみ処理における市の課題や必要な取組などが定められております。

策定から5年以上経過した現在、策定当時と大きく状況が変化しており、秋田市等との可燃ごみの処理広域化に向け大きく方針転換を行ったこと、最終処分の民間施設の活用を含む処理方針や新たな施設整備を行うことに加え、直近のごみ排出量の実績に基づくごみ排出量推計の見直しなどを反映する必要があることから、今年度中に改定を予定しているところであります。

なお、本計画のごみ発生量の推計のうち、御質問の集団回収につきましては、各団体等が独自の方法により資源回収を実施しているものであり、市ではその数量について把握していないことから、計画への数量の掲載は予定しておりません。

一方で、町内会やPTAなど地域コミュニティによる資源回収活動や無理なく利用できるスーパーでの拠点回収、民間サービスを活用したリサイクルの実践など、身近でごみの分別に取り組める多様な選択肢は、リサイクル率の向上やごみの減量に有効な取組であると捉えており、広報等により積極的に推奨してまいります。

市といたしましては、引き続き市民、各種団体、事業者と協働でリサイクルに取り組み、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、地域一体となった資源循環型社会の形成を推進してまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 4番佐々木司さん、再質問ありませんか。

○4番（佐々木司） ありがとうございます。一般質問の大項目1、山活と農村RMOについては、多くの部署との協議が必要な質問でありまして、大項目2のごみ処理については、専門性の高い質問でありました。どちらの御答弁も質の高い満足のいくもので、今後に期待したいと思います。再質問はございません。どうもありがとうございます。

○議長（佐藤健司） 以上で、4番佐々木司さんの一般質問を終了いたします。

○議長（佐藤健司） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

週明け8日、午前9時30分より引き続き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時42分 散 会